

教職員による不祥事の根絶

—信頼され続ける教職員であるために—

(体罰等根絶)

体罰のない教育

広島から

教育長 下崎邦明

平成 25 年 1 月
広島県教育委員会

体罰等根絶に向けて

- 多くの教職員は、問題行動を起こす児童生徒に対し、どんなに指導が困難な状況にあっても、教育者としての使命感や責任感をもって毅然とした指導を行うとともに、組織的に粘り強く地道な教育活動を重ねています。
- しかしながら、本県においては、今もなお、一部の教職員による体罰等事案が、後を絶たない状況です。
- こうした中、最近、県外において高等学校の生徒が教職員から体罰を受けた翌日に自殺するという事件が発生し、教職員の体罰に対する批判の声が高まっています。
- 全ての教職員は、「児童生徒の指導に当たり、体罰に頼るのは、自らの指導力が不足しているからである」という認識を持つべきです。また、体罰には該当しないものの、体罰につながりかねない不適切な指導（以下「不適切な指導」という。）についても、同様です。
- 管理職は、「体罰等が起こるのは、組織的な指導に課題があるからである」という認識を持つ必要があります。
- 各学校等においては、本研修資料に示す「協議の観点」を基に、定期的に校内研修等を実施してください。
- また、実際に問題行動が起きたときには、体罰等に頼るのではなく、十分な教育的配慮のもと、現行制度において採り得ることができる出席停止や懲戒等の措置も含め、毅然とした対応を行い、体罰等の根絶を図りましょう。

【体罰等による影響】

- ・体罰等は、児童生徒の心身を傷つけ、いじめを容認することにつながるとともに、児童生徒が物事を解決する際、教職員から受けた体罰等をまねて同様の行為を他者に行うおそれがあり、暴力による課題解決への志向を助長させる。
- ・体罰等は教育効果がないだけでなく、児童生徒及び保護者の反発心を生み、信頼関係を崩し、その後の指導が難しくなる。
- ・体罰等を加えた教職員は、職務上の義務に違反したものとして懲戒処分や行政措置という行政上の責任等を問われるだけでなく、暴行罪、傷害罪という刑事上の責任や、不法行為に基づく損害賠償請求という民事上の責任を問われる場合がある。

【本県の体罰等の特徴】

- ・体罰等が発生した際、管理職や同僚が適切な対応を行わなかったため、その後、体罰等が繰り返されたり被害が拡大したりしている。
- ・「これくらいは許されるだろう」、「これは指導の一環である」、「子どもたちは理解してくれている」といった甘い認識や保護者の「うちの子が悪ければたいてもらってもかまわない」という言葉を真に受けて体罰等を加えている。
- ・児童生徒にけがをさせなければ良いといったレベルの体罰が多い。
- ・一歩間違えれば体罰につながるような「不適切な指導」が多い。

【本研修資料作成の意図】

- ・本県の体罰等の特徴を踏まえ、明らかに体罰であるという事例だけではなく、「こんなことが体罰や不適切な指導になるのか」という事例を中心に掲載し、教職員の体罰等に対する認識を改めることができるようにした。
- ・これまで発生した体罰等の事案をもとに、その場における望ましい対処方法の一例を示した。

注) 本研修資料において、体罰等とは、体罰及び不適切な指導をいう。体罰とは、懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断されるものをいう。不適切な指導とは、体罰には該当しないものの、体罰につながりかねない不適切な言動をいう。

目 次

1	体罰に係る懲戒処分等の状況	1
(1)	体罰に係る懲戒処分件数（平成 19 年度以降）	
(2)	体罰に係る行政措置件数（平成 19 年度以降）	
(3)	場面別の体罰事案発生状況（平成 19 年度以降）	
(4)	校種別の体罰事案件数（平成 19 年度以降）	
(5)	男女別の体罰事案件数（平成 21～23 年度）	
(6)	校種別の教職員数に対する体罰発生率（平成 21～23 年度）	
(7)	教育事務所等別（小中学校）の体罰発生率（平成 21～23 年度）	
(8)	教育事務所等別（小中学校）の教職員数に対する体罰発生率（平成 21～23 年度）	
2	体罰等を防ぐポイント（ある体罰等の事案から）	5
3	懲戒処分事案（体罰）における教育委員の意見	13
4	体罰等根絶のためのチェックシート等	15
(1)	体罰等根絶のためのチェックシート（教職員用）	
(2)	体罰等根絶のためのチェックシート（管理職用）	
(3)	体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口チェックシート	
(4)	体罰等根絶のための児童生徒アンケートチェックシート	
(5)	体罰等根絶のための児童生徒アンケートモデル	
5	体罰等根絶に向けて	25
(1)	体罰等による様々な影響	
(2)	体罰等に係る保護者対応 Q & A	
(3)	管理職として体罰等を防ぐために取り組むこと	
	【事例】	
	体罰等の事例（行政措置を行った事例）	31
	事例 1：小学校，事例 2：中学校，事例 3：高等学校，事例 4：特別支援学校	
	体罰等に該当しないと判定した事例（行政措置を行わなかった事例）	37
	場面ごとの体罰等の事例と対処方法の一例	41
(1)	授業における体罰等の事例と対処方法の一例	
(2)	朝の会，掃除時間及び給食時間における体罰等の事例と対処方法の一例	
(3)	部活動における体罰等の事例と対処方法の一例	
(4)	生徒指導における体罰等の事例と対処方法の一例	
(5)	学校行事等における体罰等の事例と対処方法の一例	
(6)	家庭訪問における体罰等の事例と対処方法の一例	
	【参考】体罰により損害賠償を命じた判例	
	資料	53
(1)	問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知） （平成 19 年 2 月 5 日 文部科学省）	
(2)	生徒指導のてびき（改訂版）（抜粋）（平成 22 年 3 月 広島県教育委員会）	
(3)	広島県公立中学校長会 HP <危機管理・人材育成研修> に掲載された資料等	

1 体罰に係る懲戒処分等の状況

(1) 体罰に係る懲戒処分件数（平成 19 年度以降）

（小中学校及び県立学校）

平成 24 年 12 月 31 日現在

年度	免職		停職		減給		戒告		計	
	小中	県立								
平成 19 年度					1		1	3	2	3
平成 20 年度					6		3	2	9	2
平成 21 年度					3	1	8	2	11	3
平成 22 年度				1	1	2	4	1	5	4
平成 23 年度							1		1	0
平成 24 年度							2		2	0
計	0	0	0	1	11	3	19	8	30	12

(2) 体罰に係る行政措置件数（平成 19 年度以降）

（小中学校及び県立学校）

平成 24 年 12 月 31 日現在

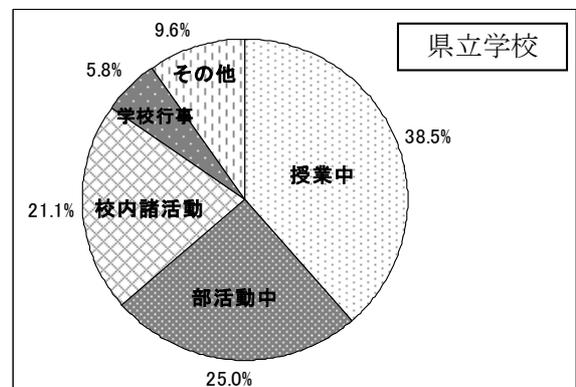
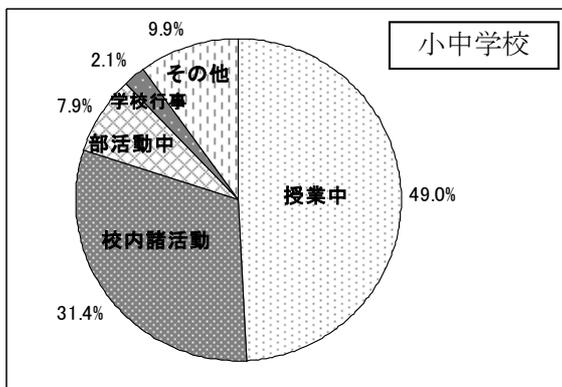
年度	訓告		嚴重注意		計	
	小中	県立	小中	県立	小中	県立
平成 19 年度	3		2	3	5	3
平成 20 年度	1	1	6	5	7	6
平成 21 年度	13	3	12	3	25	6
平成 22 年度	8	2	17	6	25	8
平成 23 年度	9	1	14	6	23	7
平成 24 年度	4		5	4	9	4
計	38	7	56	27	94	34

行政措置とは、任命権者からの懲戒処分には至らないものの、事案の状況に照らして、服務監督権者から行う指導を指す。

(3) 場面別の体罰事案発生状況（平成 19 年度以降）

（懲戒処分及び行政措置の合計）

平成 24 年 12 月 31 日現在



注) 校内諸活動とは、朝の会から帰りの会までの活動で、休憩時間、昼食時間及び掃除時間を含む。その他とは、登校後から朝の会までの間、帰りの会以後の放課後、下校途中を含む。

(4) 校種別の体罰事案件数（平成 19 年度以降）

（懲戒処分及び行政措置の合計）

平成 24 年 12 月 31 日現在

年度	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
平成 19 年度	1 (0)	6 (0)	6 (0)		13 (0)
平成 20 年度	5 (2)	11 (1)	7 (0)	1 (0)	24 (3)
平成 21 年度	22 (0)	14 (1)	5 (0)	4 (1)	45 (2)
平成 22 年度	15 (1)	15 (1)	11 (1)	1 (1)	42 (4)
平成 23 年度	12 (1)	12 (1)	7 (1)		31 (3)
平成 24 年度	8 (0)	3 (1)	4 (0)		15 (1)
計	63 (4)	61 (5)	40 (2)	6 (2)	170 (13)

注) () 内は臨時的任用職員及び非常勤講師の体罰事案件数

(5) 男女別の体罰事案件数（平成 21～23 年度）

（懲戒処分及び行政措置の合計）

年度	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
平成 21 年度	18	4	13	1	5		4		40	5
平成 22 年度	10	5	11	4	11			1	32	10
平成 23 年度	9	3	12		7				28	3
計	37	12	36	5	23	0	4	1	100	18

(6) 校種別の教職員数に対する体罰発生率（平成 21～23 年度）

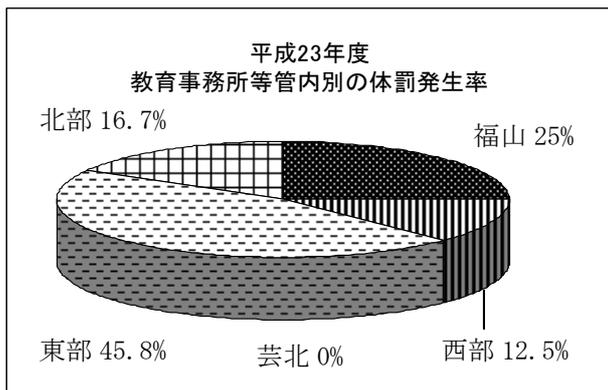
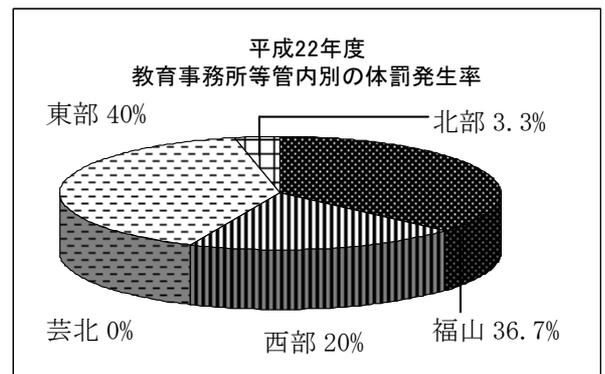
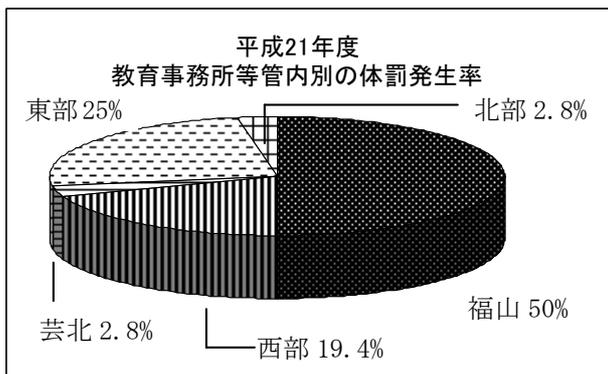
（懲戒処分及び行政措置の合計）

年度	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
平成 21 年度	3.6(0.0)	4.2(1.4)	1.5(0.0)	3.3(4.0)
平成 22 年度	2.5(1.2)	4.6(1.4)	2.7(0.7)	0.8(4.2)
平成 23 年度	2.0(1.2)	3.7(1.5)	1.7(0.8)	0.0(0.0)

注) 教職員 1000 人当たり，何人が体罰を起こしているかを表している。(() 内は臨時的任用職員及び非常勤講師の体罰発生率)

(7) 教育事務所等別（小中学校）の体罰発生率（平成 21～23 年度）

（懲戒処分及び行政措置の合計）



注 1) 各年度とも県全体を 100 として，教育事務所等管内別の発生率を表している。

注 2) 福山：福山分室管内
西部：西部教育事務所管内
芸北：西部教育事務所芸北支所管内
東部：東部教育事務所管内
北部：北部教育事務所管内
の略

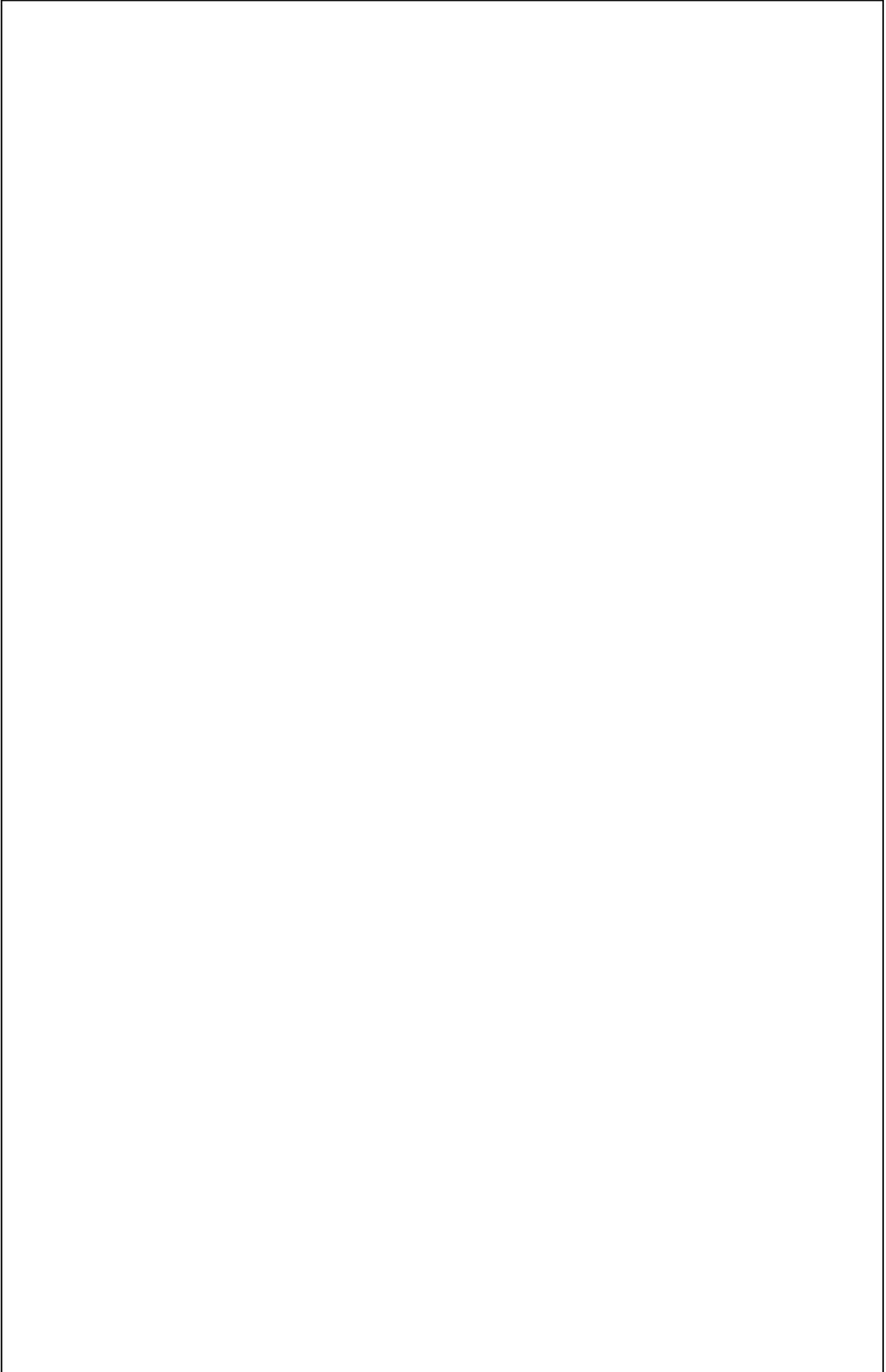
(8) 教育事務所等別（小中学校）の教職員数に対する体罰発生率（平成 21～23 年度）

（懲戒処分及び行政措置の合計）

年度	福山分室管内	西部教育事務所管内	西部教育事務所芸北支所管内	東部教育事務所管内	北部教育事務所管内
平成 21 年度	8.6	1.8	1.9	5.0	1.3
平成 22 年度	5.2	1.5	0.0	6.7	1.3
平成 23 年度	2.9	0.8	0.0	6.2	5.1

注) 教職員 1000 人当たり，何人が体罰を起こしているかを表している。

【メモ】



2 体罰等を防ぐポイント (ある体罰等の事案から)

【研修方法】

管理職や同僚は、どのような行動をとるべきであったのか、また、どうすれば体罰等を防止することができたのか、協議のポイント（①～⑤）に基づいて協議しましょう。

【協議のポイント】

- ① 当該教諭は、体罰等禁止の研修を受けていたにもかかわらず、なぜ、自分の行為をやめることができなかつたのでしょうか。
- ② 同僚は、当該教諭の体罰等について児童から訴えがあつたにもかかわらず、なぜ、管理職に報告できなかつたのでしょうか。
- ③ 校長は、当該教諭の体罰等について保護者から訴えがあつたにもかかわらず、なぜ、市町教育委員会に報告できなかつたのでしょうか。
- ④ この事案は、他の職員が適切な対応を行つていれば、防ぐことができたかもしれません。今後、体罰等を根絶するために、管理職として、また同僚として、日頃から何に留意すべきなのでしょうか。
- ⑤ 自分が勤務する学校では、同様の事案が発生した際、適切に対応できるのでしょうか。また、体罰等の未然防止のための取組（相談窓口のPR、相談連絡先の表示等）は、徹底できているのでしょうか。

① 事案の概要

平成 24 年 6 月 26 日（火）午前 8 時 45 分頃、校内において、小学校第 5 学年男子児童 1 名を指導する際、同児童の頭頂部を教科書の平らな面で 1 回たたいた。

また、平成 21 年 5 月から平成 24 年 9 月までの間に、担任していた児童に対して、忘れ物などについて指導する際、次のような不適切な指導を繰り返した。

- ・ 大声で怒鳴りながら机を蹴り、そのはずみで机が倒れ児童の腹部に当たった。
- ・ 両手の掌で両頬を強くはさんだり、右手で左頬をつねったりした。
- ・ 中指の先で額を強く押しはじいたりした。

② 当該教諭の所属、職名・措置の内容

〇〇市立〇〇小学校（公立）、教諭（男性 20 代）・嚴重注意

③ 事案の経緯等

年度	当該教諭の動き	学校・家庭等の動き (◆学校, ◇家庭等)	任命権者・服務監督権者の動き (●任命権者, ○服務監督権者)
平成 21 年度	<p>現任教へ異動（第 2 学年担任）</p> <p>■ 5 月以降、体罰等が日常化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平素から児童が忘れ物をしたり指示を聞かなかったりした際、罰を与えるため、教科書や出席簿で児童の頭頂部をたたくなどの行為を行っていた。 	<p>◆ 当時の校長は把握できず</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該校長には、児童や保護者から当該教諭の体罰等についての訴えやうわさは入っていなかった。 ・ 「相談窓口」にも、当該教諭の体罰等についての相談はなかった。 	<p>● 体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口を設置（以下、「相談窓口」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県教育委員会は、平成 21 年 3 月 27 日付けで「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口の設置等について（通知）」を発出した。
平成 22 年度	<p>現任教 2 年目（第 5 学年担任）</p> <p>■ 体罰等が日常化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 朝の会で、3 日連続宿題を忘れた児童 1 名に「同じことを言わせるな。」と大声で怒鳴り机を蹴った。その弾みで机が倒れ、児童の腹部に当たった。 ・ 児童は休憩時間に保健室で養護教諭に訴えたが、養護教諭は「けがはないから大丈夫」と言い、管理職や保護者に報告しなかった。 	<p>現校長が赴任</p> <p>◇ 保護者からのクレーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 机が倒れ腹部に当たった児童の保護者から、当時の校長に体罰の訴えがあった。 ・ 校長は、事実確認を行い、当該教諭が認めたため、口頭で厳しく指導した。 ・ 校長は、この事実について市教育委員会に報告しなかった。 <p>◆ 当該教諭の怒鳴り声を周囲は把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の職員の中には、当該教諭の怒鳴り声に気付いていた者がいたが、体罰ではないため、校長に報告しなかった。 	<p>○ 市教育委員会は体罰等を把握できず</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校長が市教育委員会に報告していなかったため、当該教諭の体罰等を把握できなかった。 <p>● 研修資料（改訂版）作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県教育委員会は、12 月、「不祥事根絶対策専門家会議」の提言を踏まえ、研修資料「教職員による不祥事の根絶」（改訂版）を作成し、各教職員に配付した。

当該教諭は、体罰等の認識があり、「校内研修の際、心苦しい思いであったが、児童のことを考えて行った行為であれば、私の気持ちは児童に伝わると思っていた。」と事情聴取で話した。

◆ 体罰等の防止に係る校内研修を実施

年度	当該教諭の動き	学校・家庭等の動き (◆学校, ◇家庭等)	任命権者・服務監督権者の動き (●任命権者, ○服務監督権者)
	<ul style="list-style-type: none"> ・授業中、手悪さや私語を行った児童に対し、両手の掌で児童の両頬を強くはさんだり、右手で左頬をつねったりした。 ・掃除の時間、雑巾を投げて遊んでいた児童に対し、中指の先で額をはじいた。 ・朝の会で、大きな声で返事をするを指導する際、出席簿の平らな面で児童の頭頂部をたたいた。 	<p>◆児童アンケートの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2学期に児童アンケートを実施したが、体罰等の把握は、できなかった(体罰等を把握する具体的な設問なし)。 <p>◆「緊急アクション」の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3月に児童及び保護者アンケートを実施したが、体罰等は把握できなかった(体罰等を把握する具体的な設問なし)。 ・校長は、当該教諭と面談を行ったが、日頃、当該教諭と児童との関係がよいと認識していたことから、体罰等の防止に係る指導は行っていなかった。 <p>◇家庭における児童の訴え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭で当該教諭の体罰等について訴えた児童がいたが保護者に「あんたが悪い。」と叱られて終わっていた。 	<p>●「緊急アクション」の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会は、平成23年3月4日付けで「職員による不祥事の防止について(通知)」を发出し、「不祥事防止のための緊急アクション」の取組を指示した。(ロールプレイ研修、不祥事防止委員会、職員面談、緊急アンケートの実施) <p>●「緊急アピール」の发出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員による不祥事が相次いでいる深刻な状況を受け、県教育委員会委員長は、平成23年3月10日付けで「緊急アピール」を发出した。
平成23年度	<p>現任教諭3年目(第3学年担任)</p> <p>■日常的な体罰等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝の会が始まる前に、宿題を忘れたことを報告に来た児童に対し、「これで3回目だろう。」と言いながら、出席簿の平らな面で頭頂部をたたいた。 ・休憩時間にけんかをした児童2名に対し、右手で左頬をつねった。 ・授業中、集中できなくなった児童に対し、中指の先で額を強く押した。 ・掃除時間に、ほうきを振り回していた児童に対し、罰として中指の先で額をはじいた。 	<p>◆相談窓口の再周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口の再周知を行った。 <p>◆児童アンケートの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1学期に児童アンケートを実施したが、体罰等を把握できなかった(前年度と同様)。 <p>◆6月、体罰防止に係る校内研修を実施</p> <p>◇家庭における児童の訴え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭で当該教諭の体罰等について訴えた児童がいたが、児童が「先生に怒られるので、言うのはやめてほしい。」と言ったことから、保護者は学校に連絡していない。 	<p>●記者発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会は、平成23年7月8日付けで、中学校教諭の体罰(生徒の頭部を蹴る)による懲戒処分事案を公表した。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・教室掲示に「困ったことや心配なことがあるときは、ひとりで悩まないで担任の先生や他の先生に相談しましょう。」とだけ表記して、<u>体罰等を積極的に把握しようとする表現になっていなかった。</u> ・学校のホームページには、体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口の情報(設置の案内、担当者名、電話番号等)が掲載されていなかった。 </div>

年度	当該教諭の動き	学校・家庭等の動き (◆学校, ◇家庭等)	任命権者・服務監督権者の動き (●任命権者, ○服務監督権者)
平成24年度	<p>現任教諭4年目(第5学年担任)</p> <p>■日常的な体罰等</p> <ul style="list-style-type: none"> 朝の会や授業が始まる前に、繰り返し宿題を忘れて忘れ物をした児童の頭頂部を出席簿や教科書の平らな面でたたくという行為を繰り返した。 授業中や授業終了後、学習に集中しない児童や指示どおりにできない児童の額を中指の先ではじくなどの行為を繰り返した。 昼休憩の時間、友達とトラブルを起こした児童の左頬をつねった。 <p>■体罰等が発覚</p> <ul style="list-style-type: none"> 6月26日(火)午前8時45分頃、校内において、小学校第5学年男子児童1名を指導する際、同児童の頭頂部を教科書の平らな面で1回たたいた。 <p>■自らの行為を正当化</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該教諭は、当初、校長からの事実確認の際、自分の行為は体罰等ではなく、指導の一環であると主張した。 校長が粘り強く当該教諭に指導を行った結果、当該教諭は、自分の行為が体罰等であったことを認め、反省の気持ちを述べた。 <p>■顛末書作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 顛末書を作成し、校長に提出した。 <p>■関係児童・保護者に謝罪</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童・保護者に謝罪を行った。 	<p>◆児童アンケートの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 1学期当初に児童アンケートを実施したが、体罰を把握できなかった(体罰等を把握する具体的な設問なし)。 <p>◆校長による授業参観、校内巡回</p> <ul style="list-style-type: none"> 5月に授業参観や校内巡回を行っていた際、当該教諭と児童の関係は良いと認識していた。 <p>◆相談窓口相談なし</p> <ul style="list-style-type: none"> 校長は、「相談窓口」に相談がないことから、所属校では体罰等はないと思いついでいた。 <p>◇保護者が他の保護者に相談</p> <ul style="list-style-type: none"> 7月上旬、体罰等を受けた児童の保護者が他の保護者に、当該教諭の体罰等について相談した。 相談を受けた保護者は、学期末懇談会で担任に話したことから本事案が発覚した。 <p>◆市教育委員会から児童アンケート再実施を指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 校長は、市教育委員会の指示に基づき、7月中旬、体罰等を把握する具体的な設問を位置付けた児童アンケートを実施したところ、当該教諭が日常的に体罰等を行っていたことが明らかになった。 <p>◆校長が顛末書作成を指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 校長が当該教諭に顛末書作成を指示した。 校長自らも顛末書を作成し当該教諭の顛末書とともに市教育委員会に提出した。 	<p>○市教育委員会が県教育委員会へ第1報</p> <p>●県教育委員会の指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会は、市教育委員会からの第1報を受け、今後の対応について指導・助言した。 <p>○市教育委員会の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> 市教育委員会は、校長に対し、児童アンケートや聴取を通じて、当該教諭の体罰等の全貌を把握するよう校長に指示した。 市教育委員会は、校長から児童アンケート及び関係児童への聴取結果の報告を受けた。また、これまで校長として当該教諭の体罰等を把握できなかった理由を聴取するとともに、校長の管理監督について指導した。 <p>○市教育委員会と県教育委員会の連携</p> <p>○関係書類の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 市教育委員会は、校長及び当該教諭の顛末書、聴取票、校内研修記録、出勤簿の写しなどの関係書類を県教育委員会に送付した。

年度	当該教諭の動き	学校・家庭等の動き (◆学校, ◇家庭等)	任命権者・服務監督権者の動き (●任命権者, ○服務監督権者)
平成24年度	<p>■事情聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該教諭は校長とともに市教育委員会に出向き、県教育委員会から事情聴取を受けた。 <p>■他の職員に謝罪</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨時の校内研修で、当該教諭は他の職員に謝罪し今後の決意を述べた。 <p>■全校保護者説明会で謝罪</p> <ul style="list-style-type: none"> 全校保護者説明会で謝罪した。 	<p>◆臨時の校内研修実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 校長は、臨時の校内研修を実施し、事実経過の説明及び今後の対応として全校保護者説明会を開催することを伝えた。 <p>◆全校保護者説明会を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 全校保護者説明会で校長が事実経過の説明を行い、謝罪した。 	<p>●分限・懲戒審査会の判定</p> <ul style="list-style-type: none"> 9月初旬、県教育委員会は分限・懲戒審査会を開催し、当該教諭の体罰等について審査した。その結果、行政措置（厳重注意）の必要があると判定し、該当市教育委員会に通知した。 <p>○行政措置の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 市教育委員会は、県教育委員会からの通知に基づき、当該教諭に対する行政措置（厳重注意）を行い、県教育委員会に報告した。
<p>【保護者の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家で子どもから、当該教諭にたたかれたことを聞いた。子どもが「言わないでほしい。」と言うので、学校には伝えなかった。 家でも子どもをたたくことはない。たたいて指導するのはおかしい。 忘れ物等については、学校と家庭としっかり連携をして指導していく。 			
<p>■行政措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該教諭は、9月中旬、市教育委員会教育長から行政措置（厳重注意）を受けた。 		<p>◆校長に対する説諭</p> <ul style="list-style-type: none"> 同日、校長は当該教諭の体罰等の把握ができず管理監督が不十分であるため、市教育委員会教育長から説諭を受けた。 <p>◆事後指導の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理職は、毎日、朝の会から午前中にかけて、当該教諭の学級において、授業を参観するなど指導を継続している。 	

④ 顛末書

平成〇年〇月〇日

〇〇市教育委員会教育長様

〇〇市立〇〇小学校 教諭 〇〇 〇〇

顛末書

1 はじめに

私は、平成 21 年度に担任していた第 2 学年、平成 22 年度に担任していた第 5 学年、平成 23 年度に担任していた第 3 学年、今年度担任している第 5 学年の児童に対し、日常的に体罰等を繰り返してきました。以下、その経緯について、報告します。

2 経緯

平成 21 年 5 月中旬頃から、当時担任していた第 2 学年の一部の児童が、授業に必要な教科書やノートを忘れたり、私の指示を聞かずにいい加減に掃除をしたりするようになりました。何回注意しても改善が見られないため、私は、児童と約束した上で、3 回忘れたり、指示を聞かなかつたりした場合は、教科書や出席簿の平らな面で児童の頭をたたくことにしました。すると児童は、私にたたかれるのが嫌なので、できるだけ忘れ物をしないように注意したり、指示を聞いたりするようになりました。

平成 22 年度は第 5 学年の担任でした。高学年ということもあり、学習規律等は定着していましたが、宿題を忘れる児童が 3、4 人いました。休憩時間や放課後にやっていない宿題をやらせるようにしていましたが、だいたい同じ児童が宿題を忘れていました。時期は覚えていませんが（たぶん 5 月か 6 月頃）、朝の会で、2 日連続で宿題を忘れていた児童が今日も宿題を忘れてきたことが分かり、その瞬間頭に血が上りました。私は、「同じことを言わせるな。」と大声で怒鳴り、その児童の机を蹴りました。すると、そのはずみで机が倒れ、児童の腹部に当たってしまいました。児童はショックを受けたようですが、泣くことはなく怪我もなかったので、そのまま机を戻し、朝の会を行いました。その日は一日その児童のことを気にかけて見ていましたが、特に変わった様子はありませんでした。

その翌日の昼休憩に、校長から、放課後、校長室へ来るよう言われました。校長室に入ると校長から、「昨日、机を蹴ったか。」と聞かれました。私は、机を蹴ったことを認め、事情を説明しました。校長は、「保護者から体罰だと訴えがあった。直接、体を蹴らなくても、机を蹴るのも悪い。そのような暴力的な行為は児童に悪影響を与える。暴力的な行為は止めなさい。」と、口頭で厳しく指導を受けました。その日の夕方、校長と家庭訪問を行い、当該児童と保護者に謝罪しました。

6 月に校内で服務研修があり、体罰防止について研修しました。研修資料を読むと、児童生徒の頭頂部をたたいたり、臀部を蹴ったりすることは体罰であり、いかなる理由があっても体罰は行ってはならないと書いてありました。私は、日常的に児童の頭を教科書や出席簿でたたいたり、授業中手悪さや私語を行った児童に対し、両手で児童の両頬を強くはさんだり、右手で児童の左頬をつねったりしていました。また、掃除の時間に遊んでいた児童の額を中指の先で弾くこともしていました。しかし、研修資料にある体罰に比べれば、自分の行為はまだ軽いので体罰ではないと思いましたが、心苦しい思いもありました。しかし、やみくもに行っているのではなく、児童と作ったルールに基づいて児童が悪い場合に行っている行為で、担任としての思いがあれば、児童に伝わるという気持ちもありました。

平成 23 年度は第 3 学年の担任でした。久しぶりの中学年でしたが、昨年度の第 5 学年と比べるとまだ幼く、宿題をさぼる児童や授業に集中できない児童がいました。私は、今までと同じように、宿題を忘れたことを報告にきた児童に「これで 3 回目だろう。」と言いながら、罰として出席簿の平らな面で頭をたたくことを繰り返していました。

また、休憩時間にけんかをした児童 2 名に対し、けんか両成敗として、左頬をつねったり、掃除時間にほうきを振り回していた児童に対し、罰として中指の先で額を弾いたりする行為を繰り返し行っていました。こうした行為について、連絡帳にクレームを書いたり、期末懇談会で指摘したりする保護者がいなかったことから、私は、保護者にも理解されていると思っていました。

今年度は第 5 学年の担任で、平成 21 年度にも担任した児童たちでした。組替えがあり、約 3 分の 1 の児童は顔なじみでした。私は 3 年前と同様に繰り返し宿題を忘れたり忘れ物をしたりした児童の頭を出席簿や教科書の平らな面でたたく行為を繰り返しました。また、授業中に集中していない児童や指示通りにできない児童には、中指の先で弾く行為を、友達とトラブルを起こした児童には左頬をつねる行為を繰り返していました。担任として児童をきちんとさせたいという焦りもあり、同じ失敗を繰り返す児童には、特に厳しく接していました。

7 月上旬に他の保護者から指摘があり、校長から事実確認がありました。私は指導の一環で行っている行為であり、体罰ではないと主張しましたが、校長から「体罰である。」と指導を受けました。これまで保護者からのクレームもなく、児童も私の思いを分かっていると思っていたので、なかなか体罰であるという認識が持てませんでした。しかし、校長の話聞くうちに、児童の立場になって考えてみると、痛い目に合わせて指示どおりに動かすというのは、人間を育てる行為ではないということに気づきました。

3 反省

私は、今まで同じ過ちを 3 回繰り返すと罰として体罰を行ってきました。私は、服務研修で体罰防止について学んだとき、心が痛むところもあったので、自分の中では体罰をしているのではないかという思いも正直なところありました。しかし、罰として児童を痛い目に合わせることで指導に従うようになるという結果を優先するあまり、児童の心に目を向けて人格を育てるという教育の本質を忘れていました。

今になって、自分のやってきたことが恐ろしく愚かであったと悔いるばかりです。忘れ物や宿題については、家庭との連携を図り、保護者と指導の方向性を確認しながら取り組むことで改善できたのではないかと思います。掃除や授業中の指導についても、児童が集中してやらざるを得ないような手立てを考えたり、集中して取り組むことの大切さを指導したりすべきでした。自分の指導力不足を痛感するとともに、これまで担任してきた児童に申し訳ない気持ちでいっぱいです。このようなことを起こしてしまい、深く反省しています。

このたびは、〇〇市教育委員会、校長先生をはじめとする職員の皆様、保護者、地域の皆様、そして、特に児童の皆さんに、心からお詫びを申し上げます。

今後は、自分を深く見つめ直し、適切な指導ができるよう精進してまいります。

3 懲戒処分事案（体罰）における 教育委員の意見

最近の懲戒処分事案（体罰）について、教育委員から、次のような厳しい意見が出されています。

こうした意見を踏まえ、私たちは自らの教育活動を今一度振り返るとともに、自己の崇高な使命を深く自覚し、その職責の遂行に努めなければなりません。

【教育委員の意見】

- 教諭等が指導の一環として体罰を行ったつもりであっても、体罰を受けた児童生徒は指導であると思っていない。教諭等が、体罰は指導の一環であるという認識を改め、体罰を受ける側の児童生徒との思いの差を埋めるように指導してほしい。
- 体罰を行った教諭等が「指導の一環であると思っていた」ことに関して、教育委員会として、「体罰とは何か」についての研修や、学校等の研修内容に不十分な点があったと言わざるを得ない。このような考えをもった教諭等が他にもいる可能性がある。体罰とは何か、体罰が児童生徒へどんな影響を与えるか、ということについて整理し、改めて研修資料を作る必要がある。
- 体罰を受けた際、児童生徒の中には保護者に訴える者がいるが、保護者は学校に訴えていない場合が多い。厳しくとらえれば、保護者は学校に言えなかったということである。あるいは言っても無駄だ、どうにもならないと思ったのかもしれない。そういう状況自体に問題意識を持つ必要がある。
- 「3回忘れ物をしたり、指示を聞かなかったりしたらたたく」等のルールを勝手に自分で作ったことは悪質である。教師は児童生徒を懲戒することはできるが、ルールとして体罰を用いると宣告すること自体、教師として絶対にあるべきではない。
- 罰として、今まで拳で頭へぐりぐり等をしていた先生もたくさんいるはずだ。教育委員会としていろいろな事例を集め、ぐりぐり等をするのではなく、適切に対処するための具体的な指導事例を示してほしい。
- ある保護者が、自分の子どもがよく迷惑をかけるという理由で、先生に「コツン」とされたことを、「よく指導してくださった。」と容認している場合がある。それを聞いた他の保護者が、それはいけないのではないかと教育委員会に申し入れをした。「コツン」とされた児童の保護者が教育委員会に訴えたのではなく、他の保護者の訴えで明らかになっている。このことから、影に隠れた事案がまだまだあり得るのではないかと危惧している。保護者が体罰を容認している場合、そのことを理由に体罰を行っている教諭が、まだいるのではないかという視点で気を付けていく必要がある。
- 日常的に複数の児童生徒に体罰を行っている場合は、戒告以上の懲戒処分を行うことについて検討する必要がある。

4 体罰等根絶のためのチェックシート等

(1) 体罰等根絶のためのチェックシート（教職員用）

体罰等を根絶するためには、折りに触れて自分自身の体罰等に関する認識を再確認したり、児童生徒への指導の在り方を見直したりすることが重要です。

- 1 次の各項目について、当てはまるものに○をつけましょう。
- 2 チェックシートを基に、校内研修や学年会などで、自らの考え方や思いを話し合しましょう。

番号	項目	A	B	C	D
1	問題が起きた際、理由も聞かず、児童生徒を頭ごなしに怒ることがある。				
2	感情的になったり興奮したりして、児童生徒が傷つくような言葉を発してしまうことがある。				
3	指導しても改善が見られないとき、机をたたいたり蹴ったりするなど威圧的な態度をとることがある。				
4	「愛の鞭」という言葉があるように、児童生徒と信頼関係ができていれば、体罰等は許されると思うことがある。				
5	自分自身も学校で先生から体罰等を受けたが、今思えば、体罰等によって成長できた面があると思うことがある。				
6	保護者から「悪い場合は、たたいてもらってもよい。」と言われているので、拳骨ぐらいは大丈夫と思うことがある。				
7	指導がうまくいかないとき、児童生徒のせいにして、自分の指導の在り方を振り返ることが少ない。				
8	結果を求める余り、児童生徒にペナルティーを科したり、連帯責任をとらせたりする指導方法がよいと思うことがある。				
9	他の教諭等より「劣っている」と思われたくない余り、児童生徒への指導について悩んだり焦ったりすることがある。				
10	障害のある児童生徒への理解の不十分さから、指導の効果が見られないとき、冷静さを欠いた指導をすることがある。				
11	部活動等で、成績や結果を出したいと思う余り、児童生徒に無理な練習をさせてしまうことがある。				
12	指導上の悩みを管理職に気軽に言える雰囲気を感じられない。また、同僚に気軽に相談できる雰囲気も感じられない。				
13	児童生徒を指導する際、大声で叱ったり怒鳴ったりするなど、指導方法が気になる同僚がいる。				
14	保護者からのクレームを管理職等に報告しないで、自分で解決しようと思うことがある。				
15	日々の忙しさや家庭のことで、イライラしている。				

Aよく当てはまる Bある程度当てはまる C余り当てはまらない D全く当てはまらない
 （※AやBが多い場合は、体罰等を起こす可能性があるため、気を付ける必要があります。）

(2) 体罰等根絶のためのチェックシート（管理職用）

体罰等を根絶するためには、管理職として、定期的に服務研修を実施し所属職員の体罰等に関する認識を高めたり、体罰等を生じさせない学校環境になっているか、見直したりすることが重要です。

- 1 次の各項目について、当てはまるものに○をつけましょう。
- 2 チェックシートを基に、管理職同士や校内研修で、自らの考え方や思いを話し合しましょう。

番号	項目	A	B	C	D
1	定期的に服務研修を行っているが、マンネリ化していて、職員の緊張感が低下していると思う。				
2	年間計画に基づき服務研修を実施しようと考えていたが、都合により何回か中止したことがある。				
3	過去、服務研修を継続してきたので、体罰等の研修は、年間1回実施すれば十分であると思う。				
4	忙しさから校内巡回が余りできず、職員の児童生徒への指導状況を十分には把握できていない。				
5	体罰等が起きるのは多くが授業中であるため、朝の会や掃除時間などには校内巡回をしていない。				
6	体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口を周知しても、児童生徒や保護者から訴えがないので体罰はないと判断している。				
7	本校の職員は日頃から児童生徒との信頼関係ができているので、体罰等を行う者はいないと思う。				
8	管理職として結果を出すよう職員に指導しているので、それが児童生徒への体罰等につながらないか心配である。				
9	定期的に職員との面談を行っているが、体罰等根絶の観点からの指導助言は少ない。				
10	障害のある児童生徒への指導方法や生徒指導上困難な場面における指導方法について研修が不足していると感じる。				
11	保護者からのクレーム（体罰等を含む）は、全て管理職に報告することになっているので、職員が隠すことはないと思う。				
12	定期的に児童生徒アンケートを行っているが、体罰等の有無を把握するための具体的な設問はない。				
13	体罰等を受けても児童生徒が家で保護者に話さなかったり、窓口に相談しなかったりする可能性があるかもしれない。				
14	児童生徒は落ち着いており、管理職として、体罰等がいつ、どこで起きるか分からないという危機意識は余りない。				
15	管理職として、体罰等をはじめ、不祥事根絶を常に意識しながら職務に当たることは、職員を信頼していないことと同じである。				

Aよく当てはまる Bある程度当てはまる C余り当てはまらない D全く当てはまらない
 （※AやBが多い場合は、体罰等に気を付ける必要があります。）

(3) 体罰，セクシュアル・ハラスメント相談窓口チェックシート

次の事項について，□にレ印を記入し，改善すべき点がないか，点検してみましょう。あなたの学校は，どのような状況でしょうか。

「いいえ」にレ印がある場合は，早急に改善してください。

① 児童生徒や保護者に対して，体罰，セクシュアル・ハラスメントの意味を，具体的に説明していますか。

はい□ いいえ□

② あなたの学校のホームページに，体罰，セクシュアル・ハラスメント相談窓口の情報（設置の案内，担当者名，電話番号等）が掲載されていますか。

はい□ いいえ□

③ あなたの学校のホームページのトップページから，体罰，セクシュアル・ハラスメント相談窓口のページに速やかにアクセスできますか。

はい□ いいえ□

④ 体罰，セクシュアル・ハラスメント相談窓口を児童生徒，保護者等へ，年間複数回周知していますか。

はい□ いいえ□

⑤ 体罰，セクシュアル・ハラスメント相談窓口について，通知や学校だよりだけではなく，校舎内の児童生徒の目に留まる場所にポスター等を掲示し周知していますか。

はい□ いいえ□

⑥ 体罰，セクシュアル・ハラスメント相談窓口を周知する文章は，「嫌なことや困ったことがあったら」という曖昧な表現ではなく，「先生にたたかれたり，蹴られたりしたら」などの具体的な表現になっていますか。

はい□ いいえ□

⑦ 体罰，セクシュアル・ハラスメント相談窓口への相談内容や対応状況を記録するための記録簿を作成していますか。

はい□ いいえ□

(4) 体罰等根絶のための児童生徒アンケートチェックシート

次の事項について、□にレ印を記入し、改善すべき点がないか、点検してみましょう。あなたの学校は、どのような状況でしょうか。

「いいえ」にレ印がある場合は、早急に改善してください。

① 児童生徒アンケートを定期的（学期に1回以上）に実施していますか。

はい□ いいえ□

② 児童生徒アンケートには、不祥事防止に係る設問を位置付けていますか。

はい□ いいえ□

③ 児童生徒アンケートの不祥事防止に係る設問は、「学校で嫌なことや困ったことはありませんか。」という曖昧な表現ではなく、「先生からたたかれたり、蹴られたりしたことはありませんか。」などの具体的な表現を用いた設問になっていますか。

はい□ いいえ□

④ 保護者アンケートを定期的（学期に1回以上）に実施していますか。

はい□ いいえ□

⑤ 保護者アンケートには、不祥事防止に係る設問を位置付けていますか。

はい□ いいえ□

⑥ 保護者アンケートの不祥事防止に係る設問は、「子どもさんは、学校で嫌なことや困ったことがあると言っておられませんか。」という曖昧な表現ではなく、「先生からたたかれたり、蹴られたりしておられませんか。」などの具体的な表現を用いた設問になっていますか。

はい□ いいえ□

(5) 体罰等根絶のための児童生徒アンケートモデル

体罰等を未然に防止したり、体罰等が繰り返されることを防止したりする方法として、「アンケート調査」があります。現在、各学校で行われている体罰等に係るアンケート調査は、生活アンケートなどに含まれる場合が多く、体罰等に特化したものになっていないため、児童生徒からの体罰等の訴えを把握できない状況も見られます。

体罰等を許さない学校づくりを進めるため、次の例を参考にして、アンケート調査の内容や実施方法等を見直しましょう。

【アンケート調査の質問例】（児童生徒の発達段階に応じて語句等を変更すること）

平成 年 月 日

() 年 () 組 氏名 ()

みなさんが、学校で楽しく勉強したり、生活したりするためには、友だちをたたいたり、けったりすることは、ゆるされません。

また、先生から、たたかれたり、けられたりすることがあっては、いけません。

つぎのしつもんについて、ア・イのどちらかに○をつけてください。

（「ア はい」と答えた人は、□の中に、くわしく書いてください。）

1 あなたは、友だちから、たたかれたり、けられたりしたことがありますか。

ア はい

イ いいえ

① い つ _____

② どこで _____

③ だれから _____

④ どんなことをされたのですか。

2 あなたは、^{とも}友だちが、ほかの^{とも}友だちをたたいたり、けったりしたの^みを見たことがありますか。

ア はい

イ いいえ

① い つ _____
② どこで _____
③ だれが _____
④ だれに _____
⑤ どのようなことをしたのですか。 _____ _____

3 あなたは、^{せんせい}先生から、たたかれたり、けられたりしたことがありますか。

ア はい

イ いいえ

① い つ _____
② どこで _____
③ だれから _____
④ どのようなことをされたのですか。 _____ _____

4 あなたは、先生^{せんせい}から、友だち^{とも}がたたかれたり、けられたりするのを見た^みことがありますか。

ア はい

イ いいえ

① いつ _____

② どこで _____

③ だれが _____

④ だれに _____

⑤ どんなことをしたのですか。

【アンケート調査に係る留意事項等】

【実施対象者】

- ・全児童生徒

【実施回数】

- ・年間3回程度（一定期間を置いて実施）

【実施のための留意点】

- ・記名式アンケートを基本とし、各学校の実態に応じて実施する。
- ・設問は、児童生徒の発達段階に応じた内容及び言葉遣いとする。
- ・アンケート調査は、学級活動等を活用して実施する。
- ・アンケート調査を実施する際は、回答する児童生徒が、周囲の児童生徒を意識

するあまり、正確な回答を書きにくい状況が生じないように、各児童生徒の机間を十分にとるなどの厳正な状態を確保する。

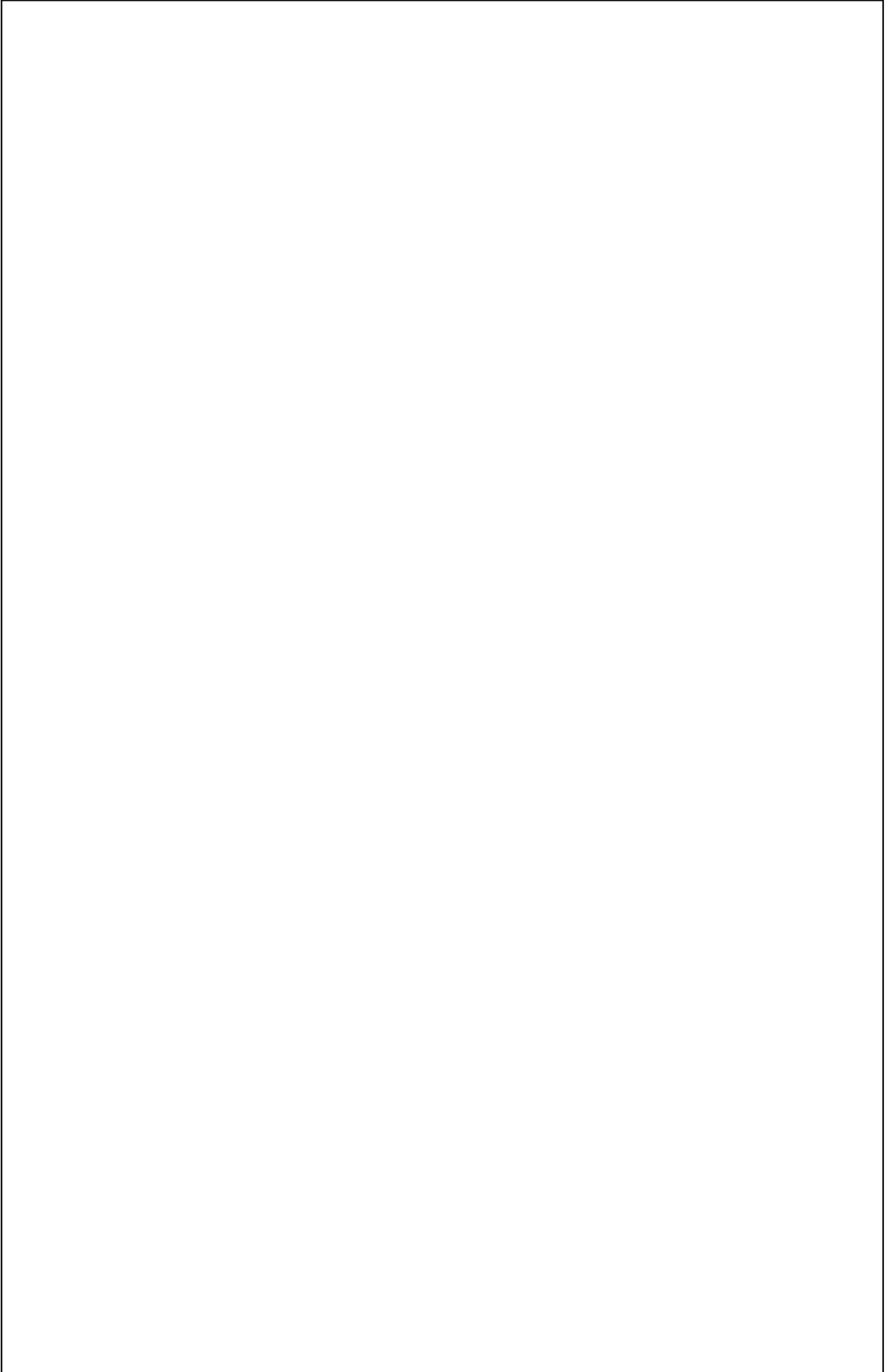
- ・全ての児童生徒が、同じ時間内に回答できるよう留意する。
- ・アンケート用紙に日付を記入する。
- ・アンケート用紙は、担任教諭等が個別に回収することとし、児童生徒に回収させない。
- ・欠席等でアンケート調査を実施していない児童生徒がいる場合には、後日、個別にアンケート調査を実施する。

【実施後の対応】

- ・アンケート調査の結果については、速やかに校長へ報告する。報告の中で体罰等が認められた場合は、校長は事実確認の前に、まず、市町教育委員会に第一報するとともに、不祥事防止委員会を開催して、今後の対応を指示すること。
- ・アンケート用紙に体罰等に係る内容を記述している児童生徒が特定できる場合は、担任教諭を含む複数の教職員が該当児童生徒の個別面談を実施し、事実確認を行うこと。
- ・児童生徒が、アンケート用紙に体罰等に係る特定の教職員名を記述している場合は、複数の管理職によって、該当教職員の個別面談を実施し、事実確認を行うこと。
- ・該当する児童生徒や教職員の特정이困難な場合は、市町教育委員会の指示を受ける等、適切な対応を行うこと。
- ・校長は、事実確認の状況を市町教育委員会に報告するとともに、体罰等の事案が明らかになった場合は、速やかに当該児童生徒及び保護者への謝罪を行うとともに、随時、市町教育委員会と連携して事後対応を行うこと。

注) 校長及び市町教育委員会は、体罰等の報告が誤報であった場合でも、そのことを指摘したり指導したりしてはならない。むしろ、速やかな報告を評価すること。

【メモ】



5 体罰等根絶に向けて

(1) 体罰等による様々な影響

職員本人への影響

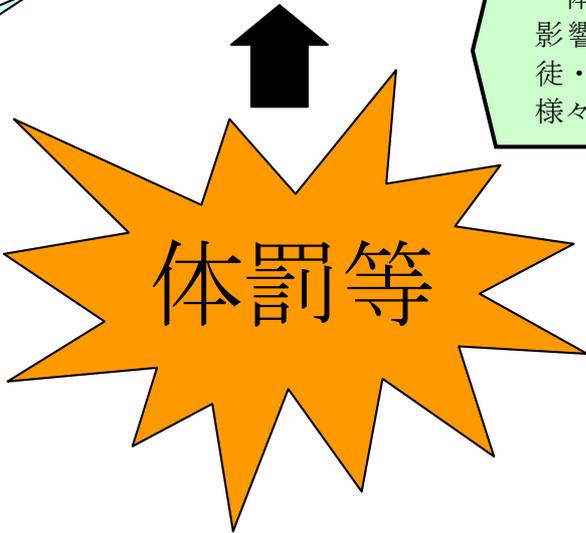
【懲戒処分】行政上の責任

- ・ 免職 職を失う。退職手当は支給されない。教育職員免許状が失効する。
- ・ 停職 6月以下の期間、職務に従事できない。その間給与は支給されない。
- ・ 減給 6月以下の期間、一定の給料等が減額される。
- ・ 戒告 将来を戒める。

※懲戒処分は、昇給、勤勉手当等に影響する。
 ※懲戒処分を受けない場合でも、服務監督権者から行政措置が行われる場合がある。
 ※行政措置も、勤勉手当等に影響する場合がある。
 ※行政上の責任に加えて、刑事上の責任（罰金等）、民事上の責任（損害賠償等）が生じる場合もある。

懲戒処分は、原則公表することとしており、新聞報道等が行われる。

体罰等は、職員本人への影響はもちろん、児童生徒・地域・保護者・学校へ様々な影響を及ぼします。



児童生徒への影響

- ・ 身体的な傷を与える。
- ・ 大きな心の傷を残す。
- ・ 周囲の児童生徒が萎縮したりストレスを感じたりする。
- ・ 教師への不信感や不安感を与える。
- ・ 学習への意欲を低下させる。
- ・ 暴力を肯定する意識を生じさせる。
- ・ 課題のある児童生徒への指導が、より困難になる可能性がある。 等

地域・保護者への影響

- ・ 長年地道に築き上げてきた学校に対する信頼が一瞬のうちに失墜する。
- ・ 学校への不信感を招き、教育活動への理解を得るのが困難になる。
- ・ P T A活動等への協力が得にくくなる。 等

学校への影響

- ・ 管理職、当該職員による児童生徒・保護者への謝罪の場（場合によっては保護者説明会）が設定される。
- ・ 事後処理や児童生徒の心のケア等、大きな負担が発生する。
- ・ 県教育委員会（市町教育委員会）から校長への事情聴取が行われる（校長が監督責任を問われ、懲戒処分又は行政措置を受ける場合がある。）。 等

(2) 体罰等に係る保護者対応 Q & A

Q 1

家庭訪問で保護者から、「うちの子が悪いことをしたら、少々たたいてもらっても構いません。」と言われた際、あなたは、どう対応しますか。

A 1

- 「児童生徒をたたくという行為は、法律（学校教育法第 11 条ただし書）で禁止されている体罰であり、教師は指導におけるいかなる場面においても体罰を行ってはならない」ということを、丁寧に粘り強く説明し理解を求める。
- 児童生徒をたたくという行為には、教育効果がないだけでなく、反発心を生み、教職員との信頼関係を崩し、不信感を生むことにもなることを丁寧に粘り強く説明し理解を求める。

Q 2

校内で起こった生徒間暴力事案の被害生徒の保護者から、「殴った生徒には、殴られた者の本当の痛みは理解できない。だから、同じ痛みを味わわせるべきだ。うちの子が殴ったら指導の対象になってしまうので、先生方の指導を通して、殴られて感じる痛みを、その生徒に実感させてほしい。」と言われた場合、あなたは、どう対応しますか。

A 2

- 教師は体罰等を行ってはならないということを説明する。
- 「暴力に対して暴力で返す」ことを教師が行うと、生徒が「問題は暴力で解決できる」と誤解しかねないため、そのような対応はできない旨を伝え、理解を求める。

Q 3

校内で起こった生徒間暴力事案の保護者から、「口で言って分からない者には、体で分からせるしかない。私達も学生時代に先生にたたかれて、『いけないことはいけない。』ということを手伝った。私は絶対に先生の指導にクレームをつけたりしませんから、うちの子にはどんどん愛のムチを振るってやってください。」と言われた場合、あなたは、どう対応しますか。

A 3

- 児童生徒に「悪いことをしたら後で痛い思いをする（体罰等を受ける）ことになるから、今後はしないようにしましょう。」と思わせる指導は、問題（悪いこと）の本質的な部分を教えることにはならない。
- 体罰等を用いた指導は、児童生徒に力による課題解決の志向を助長させ、児童生徒の課題解決能力の育成を阻害するとともに、いじめや暴力行為などの発生につながる恐れがあることを丁寧に粘り強く説明し理解を求める。

(3) 管理職として体罰等を防ぐために取り組むこと

【基本的な考え方】

管理職は、日頃から児童生徒の指導に当たる教職員の目線に立つとともに、教職員と積極的にコミュニケーションを図り、悩みや思いを理解するよう努めることが大切である。

また、管理職は、教職員に対し、上から押さえつけるような言動を行うのではなく、教職員が悩み等を気軽に相談したり、同僚の気になる言動等を安心して報告したりできるよう、管理職と教職員並びに教職員同士の人間関係づくりに気を配るなど、体罰等の不祥事を起こさせない職場環境づくりを行う必要がある。

1 教職員の服務規律の徹底と校内研修の改善、充実を図る。

- (1) 教職員としての適切な服装や身の回りの整理整頓の徹底、時間を守ることなど、服務規律を徹底し、教職員が法規法令を遵守する態度を養う。
- (2) 児童生徒が教職員の指導に従わない時の対応方法や問題行動に係る特別な指導の進め方等について、ロールプレイング等の実践的な研修を通してあらかじめ教職員が確認するなど、研修の改善・充実を図る。

2 学校における組織的な生徒指導体制を確立する。

指導にブレが生じていると、児童生徒及び保護者は学校や教職員に対して不信感を持つようになり、そうした不信感は児童生徒の暴言や対教師暴力等という問題行動を助長しかねない。これに対し、教職員が感情的になることによって、体罰等が起きることもある。したがって、誰もが安心・安全に過ごせる学校づくりを推進し、生徒指導規程を踏まえて「いけないことはいけない」と毅然とした指導を粘り強く組織的に行うことが、体罰等の防止につながっていく。

3 児童生徒との共感的な人間関係づくりを推進する。

日常の取組として、正確な児童生徒理解に基づく、人間的なふれあいの場を学校生活の中に多様に仕組んでいくことが大切であり、日常的な児童生徒との人間関係を構築しておくことが重要である。そのためには、道徳の時間をはじめとする全ての教育活動において思いやりの心を育て、望ましい集団づくりを行うとともに、問題行動には毅然とした指導を行うことが大切である。

4 生徒指導の三機能を生かした学習意欲を喚起する授業を創造する。

「他の児童生徒の学習を妨害する」行為は、その一因に、「授業が分からない」、「授業が魅力のないものである」ことなどが考えられる。授業に臨む全ての児童生徒が、一つ一つの授業の中で「分かった」と言える瞬間を体感できるように、生徒指導の三機能を生かした学習意欲を喚起する授業を創造することが、ひいては安心・安全な学校を作ることにつながっていく。

5 不祥事防止の観点から校内巡回や授業観察を行う。

体罰が起きた場面を分析してみると、授業中が最も多く、部活動、朝の会及び休憩時間等にも多く発生している。したがって、管理職は、教職員が児童生徒の指導に苦慮していないか、体罰等につながるような言動はないか、常に気かけながら、不祥事防止の観点から校内巡回や授業観察を行うことが大切である。

特に、県外で発生した部活動中の体罰の後に生じた生徒の自殺事件を重くとらえ、部活動中の校内巡回を徹底する必要がある。

場面ごとの留意事項

【校内巡回】

- 必要に応じて、時間割に巡回計画を組み入れるなど、生徒指導部を中心として組織的に取り組む体制を作る。
- 巡回中に現認した児童生徒の状況において、どのような事象に対し、どのように指示・対応するのかを事前に決めて、教職員間で共通理解が図られるようにする。

【授業観察】

- チェックリストを活用しながら、教職員の指導の際の言葉遣いや態度又は指導に対する児童生徒の反応（表情等を含む）を観察し、その中に体罰等につながり得る要因がないかどうかを確認する。

【保護者対応】

- 傾聴の姿勢や繰り返し技法（相手の言ったことを受け止めて、聞いた内容を繰り返して伝える技法）の活用など、具体的な対応方法について、ロールプレイング等の実践的な研修等を通じて教職員に周知徹底を図る。
 - 保護者と連携する際には、必要に応じて家庭訪問を行い、顔の見える対応を行うよう、教職員に周知徹底を図る。
- ※家庭訪問は、事前に保護者へそのねらいを伝えるとともに、役割を明確にした上で複数の教職員で実施することが望ましい。

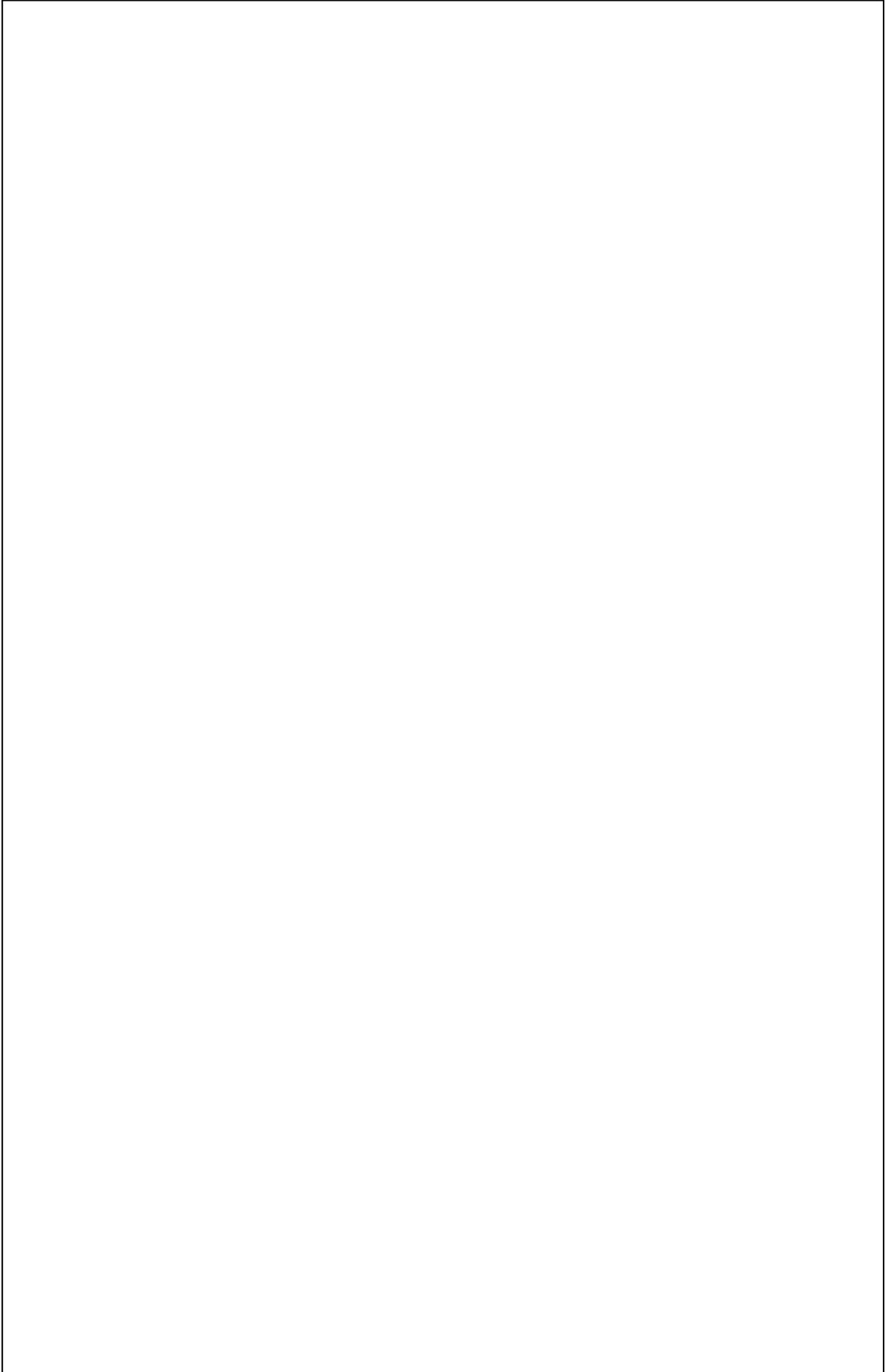
【指導体制】

- 指導が困難な児童生徒の対応を特定の教職員だけに任せず、必要に応じて管理職としての相談・指導を行う。
- 児童生徒への指導の際に、複数で対応するよう教職員を指導する。
- 情報が迅速に管理職に伝わるよう、連絡体制の確立及び定期的な点検に努める。

【その他】

- 課題のある児童生徒への対応を協議する会議等（教科担当者会議、教育相談委員会等）を学校組織内に設定し、定期的に情報交換ができるようにする。
- 教職員に日常的に声をかけたり、気軽に教職員からの相談に応じたりするなど、教職員の状況把握に努めるとともに、継続的に指導・観察を行う。

【メモ】



体罰等の事例

(行政措置を行った事例)

【研修における留意点】

次ページ以降には、「どこの学校においても起きる可能性がある」事例を掲載しています。研修に当たっては、明らかに体罰であるという事例だけではなく、こうした「これでも体罰になるのか」あるいは「これでも不適切な指導になるのか」という事例も活用してください。

【研修方法】

- ① 研修で使う事例を選ぶ。
- ② 次の観点で自分の考えを書く。
 - ・ なぜ、このような体罰等を行ってしまったのか。
 - ・ この体罰等の何が問題なのか。
 - ・ この事例と同じような状況があった場合、どのように対処することが望ましいのか。
 - ・ 児童生徒への影響はどうか。
 - ・ 当該保護者や体罰等を知った他の保護者への影響はどうか。
- ③ 観点ごとに同僚と話し合う。
 - ・ 自分の勤務する学校には、類似又は体罰等に発展する可能性のある事案は生じていないか。

【事例1：小学校】不適切な指導

【事案の概要】

A教諭は、何度注意しても授業中の私語をやめない児童がいたため、どうすれば私語がなくなるのか学級全体で話し合わせ、「罰を与える」「親に言う」などの意見の中から、「私語をした児童に自分の頬を自分で平手打ちさせる」というルールを作らせた。それ以後、実際に私語をした児童に自分の頬を自らたたかせた。これを2週間ほど続けた結果、クラスのほとんどの児童が自分の頬を自分でたたいた。それでも、児童の私語がなくなる場合は、A教諭がたたくことにした。

【A教諭の心情等】

＜事案発生時＞

「どうすれば私語をやめるのか、児童に考えさせようとして学級全体で話し合い、自分で自分をたたくことをルールとして実行したが、まだ私語がやまなかった。それで再度話し合わせ、担任がたたくことを決めて実行した。」

「自分をたたかせたり、児童をたたいたりすることは体罰でいけないことだと分かっていたが、児童自らが決めたことであり、児童はたたかれることを嫌がり私語をやめるだろうと思った。」

【児童・保護者の心情等】

＜当該児童＞

「自分をたたくのはいやだったので軽くたたいた。」「1回目先生にたたかれたときはちょっと痛いぐらいだったけど、2回目はとても痛かった。」

＜保護者＞

「子どもが自分で自分をたたくのはどうかと思う。」「やはり子どもを先生がたたくのはよくないし、結局、子どもたちは静かになっていない。」

【事案による影響等】

- ・この事案が発覚したのは隣のクラスの保護者が提起したからである。すぐに校長はA教諭に事実確認し、市教育委員会に報告した。
- ・A教諭は事実を認め、児童・保護者に事実を伝え、謝罪した。

【行政措置の内容】

服務監督権者からの訓告

【行政措置を行った時の状況】

- ・A教諭は、校長と共に市教育委員会に来るよう指示を受けた。
- ・教育委員会室で校長等が立ち会う中、教育長が訓告文を読み上げた。
- ・A教諭は、神妙な面持ちで訓告を受け、「児童自らが言い出したこととはいえ、自分で自分をたたかせたり、平手で児童の頬をたたいたりという行為は体罰であり許されないことでした。」と反省の気持ちを述べ、二度と起こさないことを誓った。

【事例2：中学校】不適切な指導

【事案の概要】

B教諭は、女子バレーボール部を指導している際、練習の中で指示したとおりに活動できない女子生徒に対して、大きな声、激しい語気で「こんなボールも捕れないのか。」と言いながら、マンツーマンで、約2mの距離から強いボールを打ったり、意図的に捕れない場所にボールを打ったりするなど、30分間にわたりレシーブ練習を行った。B教諭は、立つことができなくなった女子生徒にボールを投げつけた。

女子生徒は、自分のミスを自覚していたため、その場ではB教諭の言うとおりにレシーブ練習を受けたが、自分がうまくプレーできない悔しさと、B教諭の厳しい練習についていけないという思いから、部活動に参加しにくくなり、学校を休み始めた。

娘の様子の変化に気づいた母親が、娘に問いただしたところ、娘は「先生が怖くて、学校に行けない。」と言った。

【B教諭の心情等】

＜事案発生時＞

「当該生徒は、チームの要であり、期待も大きな選手であったが、指導を繰り返しても要求するようなプレーができず、イライラして故意に厳しい練習を行った。」

「体罰防止の服務研修を何回も受けて体罰はいけないことだと理解しているつもりであったが、部活動でよい成績を収めたい、生徒たちに達成感を味わわせたいという気持ちだったので、厳しい練習をしても理解してもらえなかった。」

＜事案発生後＞

「生徒の気持ちを理解せず、自分本位な考えで不適切な行為を行ったために、多くの方に迷惑を掛けて申し訳なく思う。生徒の心に傷を付けてしまったことが悔やまれる。」

【児童・保護者の心情等】

＜当該生徒＞

「自分を否定されているようで、学校に行くことも怖くなった。友達にも部活をサボったと責められ、更につらくなった。」

＜保護者＞

「いつも熱心に部活動に参加していたのに、強くしたい気持ちは分かるが、子供の心を傷付けるような指導はやめて欲しい。」

【事案による影響等】

- ・事案が生じた当日、校長はPTA役員に事案及び今後の対応について報告した。
- ・数日後、部活懇談会を開催し、B教諭は、これまでの不適切な指導について謝罪するとともに、今後の取組について説明した。
- ・当該生徒は、その後部活動に参加できていない。B教諭と当該生徒の関係は、こじれたままである。

【行政措置の内容】

服務監督権者からの厳重注意

【行政措置を行った時の状況】

- ・B教諭は、校長と共に市教育委員会に来るよう指示を受けた。
- ・教育委員会室で校長等が立ち会う中、教育長が厳重注意を行った。
- ・B教諭は、神妙な面持ちで厳重注意を聞き、「生徒の気持ちを押し量ることをせず、威圧的な指導を繰り返していました。生徒からの信頼を得られるよう、二度とこのような指導をしません。」と涙ながらに反省の気持ちを述べ、二度と起こさないことを誓った。

【事例3：高等学校】不適切な指導

【事案の概要】

C教諭は、教室内に設置してあった物置棚が破損しているのを発見した。その場にいた生徒8名が関係していると考え、教室後部に呼び集め、起立させ、5分間にわたり破損について問い詰めたが、生徒は何も語らなかった。

C教諭は生徒が自分の質問に何も答えないことに立腹し、自分の前にあった机を、生徒に当たらないように右足で蹴った。しかし、机が床を滑って生徒の下腹部に当たった。当該生徒にけがはなかったが、若干の痛みは感じていた。

【C教諭の心情等】

＜事案発生時＞

「当該生徒たちが、自分の質問に答えず、黙っていたことに腹が立ち、感情的になって目の前にあった机を蹴ってしまった。」

「体罰防止の服務研修を何回も受けて、体罰は、いけないことだと理解しているつもりであったが、自分の指導力の無さが原因にもかかわらず、生徒に自分たちがしたことについて語らせるために、直接生徒たちに対して手を出さず、恐怖心を与えて、言うことをきかせようとした。」

＜事案発生後＞

「生徒の心情を理解できず、自分本位な考えで不適切な行為を行ったために多くの生徒に恐怖心を与えた上、多くの方に御迷惑をお掛けし申し訳なく思う。自分の指導力の無さを情けなく思う。」

【生徒・保護者の心情等】

＜当該生徒＞

「先生の怒り方は怖い。言い方も怖いけど、机を蹴ったときはすごく怖かった。信用できない。」

＜保護者＞

「黙っていたうちの子も悪いが、机を蹴るという行為は、先生としていかななものか。」「子どもの気持ちを聞いて、子どもを伸ばしてやってください。」

【事案による影響等】

- ・事案が生起してから数日後、教頭が別件で生徒に聞き取りをしていた際にこの事実が発覚した。すぐに校長はC教諭に事実確認をし、教育委員会に報告した。
- ・C教諭は、生徒の前で謝罪し、関係保護者に事実を伝え、謝罪した。
- ・当該生徒は、C教諭の指導を無視したり反抗したりするなど指導が困難になった。

【行政措置の内容】

服務監督権者からの厳重注意

【行政措置を行った時の状況】

- ・C教諭は、校長と共に県教育委員会に来るよう指示を受けた。
- ・教育委員会室で校長等が立ち会う中、教職員課長から厳重注意を受けた。
- ・C教諭は、神妙な面持ちで厳重注意を聞き、「感情的な態度で生徒に恐怖感を与え、机を蹴るといったことは生徒に範を示す立場の教師がすべき行為ではありませんでした。」と反省の気持ちを述べ、二度と起こさないことを誓った。

【事例4：特別支援学校】体罰

【事案の概要】

D教諭は、1週間後に実施予定の文化祭に備え、5時間目に高等部の生徒に踊りを指導していた。D教諭は、他の教諭等とともに体育館のステージで生徒の隣に立って一緒に踊っていたところ、男子生徒1名が踊りに使う道具でD教諭の足をたたいてきた。その後、練習が終わった際、当該男子生徒が再びD教諭の足をたたいてきた。

D教諭は感情的になり、当該男子生徒の額に右手の中指で「デコピン」をした。

【D教諭の心情等】

＜事案発生時＞

「当該生徒がしつこく足をたたいてきたので、カッとなってしまった。」

「体罰防止の服務研修を受けていたが、自分の感情を抑えることができなかった。」

＜事案発生後＞

「私の行為により、生徒が学校に行きたくないという気持ちになり、学校に対する不信感を生じさせてしまった。保護者に対しても申し訳ない気持ちである。」

【生徒・保護者の心情等】

＜当該生徒＞

「デコピンをされ、痛かったので、先生のことを怖いと思った。」

＜保護者＞

「子どもが学校に行きたくないと言い出したので、ほとんど困った。わが子が先生をたたいたのは悪いが、先生がこうした行為をするのは間違っている。」

【事案による影響等】

- ・校長及びD教諭は、当該生徒及び保護者に対して、不適切な指導を行ったことを謝罪した。
- ・保護者から、「子どもは学校へ行きたくない。」「寝ている。」と連絡があり、学校への苦情を話された。
- ・管理職やD教諭が繰り返し家庭訪問を行い、保護者及び当該生徒と話し合い、事案発生から3日後、ようやく当該生徒は登校できるようになった。

【行政措置の内容】

服務監督権者からの嚴重注意

【行政措置を行った時の状況】

- ・D教諭は、校長と共に県教育委員会に来るよう指示を受けた。
- ・教育委員会室で校長等が立ち会う中、教職員課長から嚴重注意を受けた。
- ・D教諭は、神妙な面持ちで嚴重注意を聞き、「生徒に不適切な指導を行ってしまいました。申し訳ありませんでした。」と反省の気持ちを述べた。

体罰等に該当しないと判定した事例

(行政措置を行わなかった事例)

問題行動を起こす児童生徒に対しては、毅然とした指導が必要です。しかし、児童生徒への指導の際、どのような言動が体罰等に当たるのか、機械的に判定することは困難です。また、このことが、ややもすると教職員が自らの指導に自信を持ってない状況を生み、実際の児童生徒への指導において、過度の萎縮を招いているとの指摘もなされています。

以下の事例は、県教育委員会に体罰等ではないかと報告や情報提供があり、事実確認等の結果、体罰等に該当しないと判定した事例です。ただし、これらの事例の中には体罰等には該当しないものの、その場面における教職員の対応が、必ずしも適切であったとは言えない事例も含まれています。

これらの事例を参考にして、問題行動を起こす児童生徒に対し、組織的に毅然とした指導を継続しましょう。

■体罰等に該当しないと判定した事例1（問題行動を制止する行為）

ホームルーム中、男子生徒3名がトイレに行き、トイレのスリッパを窓から投げた。この様子を見た男性教諭が、男子生徒3名に口頭で注意したところ立ち去ろうとしたため、当該教諭は、右手で男子生徒1名の胸もと付近の制服をもち制止しようとしてもみ合いになった。

その後、個別指導を行った際、当該男子生徒1名は、「先生が胸ぐらを掴んで暴力を振るった。」と主張した。

□理由

当該教諭が口頭で注意したところ、当該男子生徒が逃げようとしたので、それを制止するために行った行為であり、当該教諭の行為は、非違行為であるとは言えない。

■体罰等に該当しないと判定した事例2（別室への移動を促す行為）

バスケットボール部に所属している女子生徒に対し、部活動の顧問の教諭が、体育館でキャプテンとしての自覚やチームプレーの重要性等について指導した際、当該女子生徒が反論し横柄な態度であったため、当該教諭が当該女子生徒の体操服の右袖を持った後、右手首の辺りを掴んで職員室に連れて行こうとして引っ張り合いになった。

□理由

当該教諭が当該女子生徒を無理やり職員室に連れて行こうとしたことは、適切であったとは言えないものの、当該教諭の行為は、職員室での指導を意図したものであり、非違行為であるとは言えない。

■体罰等に該当しないと判定した事例3（注意を促す行為）

年度当初に行われた、クラス写真撮影及び離退任式において、男性教諭が担任している女子生徒1名に対し、前髪の長さを注意するため、「ちゃんとせえよ。」と指を軽く額に当てた。

□理由

当該教諭の行為は、当該女子生徒の前髪が長かったため、当該女子生徒に前髪を切るよう注意を促すために行った行為であり、非違行為であるとは言えない。

ただし、当該教諭は、当該女子生徒の額に、安易に指を当てるような行為を行うのではなく、口頭で当該女子生徒に注意するべきであった。

■体罰等に該当しないと判定した事例4（偶然による行為）

昼休憩中、男子生徒が配付されたプリントをゴミ箱に捨てたため、男性教諭が口頭で指導した。しかし、当該男子生徒は、指導に従わず、再度、ゴミ箱にプリントを捨てようとしたので、当該教諭は、生徒の行為を阻止し指導するため、正面から当該男子生徒の両腕を掴んで引っ張ったところ、そのはずみで当該男子生徒は転倒し、両肘を床に打ち付けた。

□理由

当該教諭の行為は、当該生徒の行為を阻止し指導することを意図し、当該教諭が当該生徒の両腕を掴んで引っ張った際、そのはずみで当該生徒が転倒し両肘を床に打ち付けたもので、非違行為であるとは言えない。

【参考】

最高裁判例（平 21. 4. 28 第三小法廷判決 最高裁平 20（受）第 981 号）

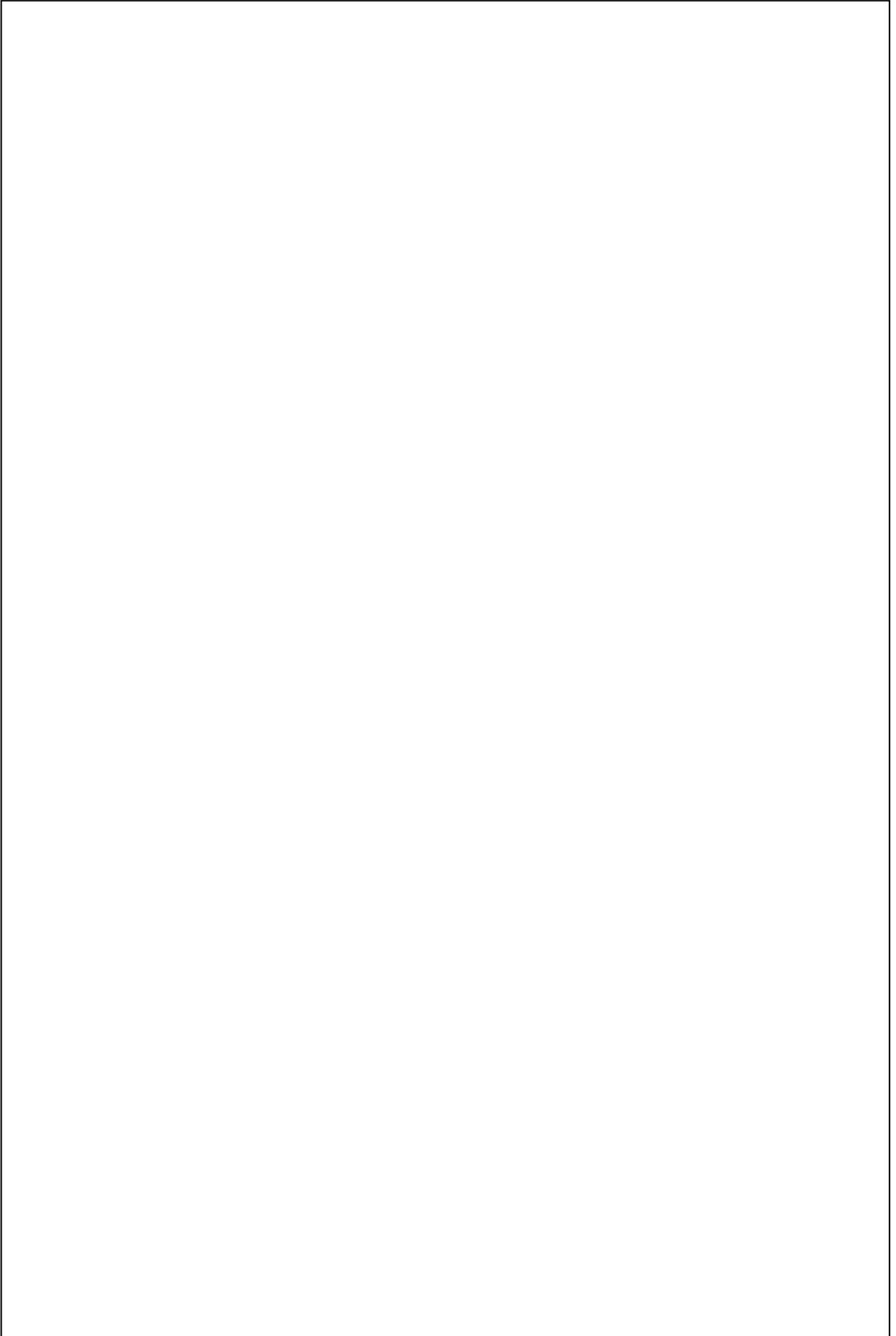
公立小学校の教員が、女子数人を蹴るなどの悪ふざけをした2年生の男子を追い掛けて捕まえ、胸元をつかんで壁に押し当て、大声で叱った行為が、体罰に該当するものではないとされた事例

判決要旨

本件行為は、悪ふざけをしないように指導するために行われたもので、悪ふざけの罰として肉体的苦痛を与えるために行われたものではないことが明らかである。本件行為にやや穏当を欠くところがなかったとは言えないとしても、本件行為は、その目的、態様、継続時間等から判断して、教員が児童に対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱するものではなく、学校教育法第11条ただし書にいう体罰に該当するものではないというべきである。

注) この判例は、本件行為について、その目的、態様、継続時間等から個別に判断されたものであり、こうした行為の全てが広く認められるわけではないことに留意する必要がある。

【メモ】



場面ごとの体罰等の事例と 対処方法の一例

様々な場面における体罰等の事例を基に、その原因を考えてみましょう。そして、次の観点を基に話し合い、具体的な対処方法を掲示するなど、体罰等を起こさない学校体制を確立しましょう。

【協議の観点】

- ①このような行為に至った原因として、どのようなことが考えられるでしょう。
- ②望ましいと考えられる対処方法は、どのようなことでしょうか。

【留意点】

事例ごとに望ましい対処方法の一例を掲載しています。ただし、児童生徒及び教職員の状況が異なれば、当然、対処方法も変わること留意してください。

(1) 授業における体罰等の事例と対処方法の一例

■事例 1（授業中）

小学校第4学年担任のA教諭は、授業中、手悪さをやめない男子児童に対し、繰り返し口頭で注意していたが、何度注意しても改善が見られないため、「何遍同じことを言わせるんか。」と怒鳴って、同児童の額を右手の指先で強く押した。

□対処方法の一例

○複数回注意しても指導に従わない児童生徒に対する統一した対応方法について教職員間で共通理解を図るため、指導マニュアルに明示して全教職員に周知するなど、学校組織内で指導体制を確立しておく。例えば、「止めなさい。」というフレーズによる注意を穏やかな口調で3度までは繰り返し、それでも聞き入れない場合は、「これは、指導無視です。」と伝えて、授業後に別室で指導するなどのルールを定め、こうした指導を行うことを、あらかじめ児童生徒及び保護者に周知しておく。

■事例2（授業中）

中学校の特別支援学級において、授業中、女子生徒1名が不安定な状態となり、突然大声で騒ぎだした。その様子を見ていた教科担当のB教諭（女性）は、どうしてよいか分からなくなり、落ち着かせるために両肩を持って座らせようとしたが、指示を聞かず教室から出て行こうとしたため、思わず同生徒の右腕を引っ張り転倒させてしまった。

□対処方法の一例

○児童生徒が不安定な状態になる要因は個々様々であるため、対処方法も場合によって異なるということを教職員間で必ず共通認識しておく。

1 不安定な状態になる要因が分かり取り除ける場合

- ・要因そのものをその場から排除するか、本人をその場から別の場所へ移動させ、気持ちの安定を図る。

2 不安定な状態になる要因が取り除けない場合

- ・過去の体験が突然甦るフラッシュバックのように要因そのものが取り除けない場合は、本人の精神的安定を図るために、教職員が落ち着いた行動を示し、しっかりと話を聞く。そして、客観的に「今、何が起きたのか」「どのように行動すればよいのか」を説明する。その上で、フラッシュバックによる不安定な状態は、自然な反応であることをはっきり伝え、安心させる。

3 事前の予告で不安を取り除ける場合

- ・本人に「これから起こる事柄についての予告」、「パニックや困ったときの回避方法」、「対応の成功事例」を伝え、安心感や見通しをもたせるなどの方法が考えられる。

■事例3（授業中）

高等学校において、授業中、男子生徒1名が居眠りを始めた。その様子を見ていた教科担当のC教諭（男性）は、口頭で注意した。しかし、当該男子生徒は起きようとしないので肩を揺らしたが、それでも当該男子生徒が起きないため、持っていた教科書の平らな面で同生徒の後頭部を1回たたいた。

□対処方法の一例

○生徒指導の三機能を生かした、学ぶ意欲を喚起する授業づくりに関する研修を実施し、生徒が意欲的に参加する授業を展開する。また、居眠りをする児童生徒への適切な対応方法について、学校内で共通理解を図るとともに、居眠りの原因を求め、必要に応じて保護者や関係機関との連携を図る。

○例えば、「起きなさい。」というフレーズによる注意を3度までは繰り返す、それでも起きない場合は、「これは、指導無視です。」と伝えて、授業後に別室で指導するなどのルールを定め、こうした指導を行うことを、あらかじめ児童生徒及び保護者に周知しておく。

(2) 朝の会、掃除時間及び給食時間における体罰等の事例と対処方法の一例

■事例1（朝の会）

小学校第3学年担任のD教諭は、朝の会で宿題を提出していない児童2名に対し、教卓の横に呼び、理由も聞かずに、「昨日も宿題を出していなかっただろう。なんで宿題をやって来ないのか。」と怒鳴った。そして、当該教諭は児童2名に対し、「2日連続で宿題を忘れたから、自分で自分の頭にげんこつを2回しろ。」と命じた。児童2名は自分の頭にげんこつを2回行い、その後、泣きだした。

□対処方法の一例

- 当該児童から宿題を忘れた理由について、休憩時間等に聴き取る。聴き取りが難しい場合は紙に書かせるなどする。その後、保護者と連携し、家庭での状況について確認するとともに、今後の指導方針について教職員間で共通理解を図る。
- 当該児童には十分な振り返りをさせるとともに、「これなら、次はできそうだ。」という今後の見通しを持てるような具体策を考えさせるなどの支援を行う。

■事例2（掃除時間）

中学校第2学年担任のE教諭は、掃除の時間に校内を巡回していた。すると、理科準備室前の廊下で、ほうきをバット代わりにして、丸めた雑巾を打っていた男子生徒がいた。E教諭は、「トイレに来い。」と怒鳴り、右腕をつかんで引っ張り、理科準備室のとなりにある男子トイレに連れて行こうとした。当該男子生徒が抵抗したため、引っ張り合いになり、生徒のシャツの右腕脇辺りが破れた。

□対処方法の一例

- 教職員による掃除区域の担当割を行うなど指導体制の見直しを図る。また、校内において掃除の手順や方法等についての指導を徹底し、各生徒の役割を明確にするとともに、指導に従わない生徒への対応について指導方針及び指導方法等を事前に明確にしておく。
- 例えば、「掃除を真面目にきなさい。」というフレーズによる注意を3度までは繰り返し、それでも止めない場合は、「これは、指導無視です。」と伝えて、放課後に別室で指導するなどのルールを定め、こうした指導を行うことを、あらかじめ児童生徒及び保護者に周知しておく。

■事例3（給食時間）

小学校第5学年担任のF教諭は、給食の準備中に教卓で漢字ノートの○付けを行っていた。給食の準備中、F教諭は机に着いて静かに待つよう指導していた。そうした中、男子児童2名が席を立てふざけていることに気付いたF教諭は、「やめなさい。」と口頭で注意した。その後、しばらく静かであったが、また同じ男子児童2名のふざけあう声が聞こえてきた。F教諭は男子児童2名に対し、「さっきも言っただろう。」と強い口調で怒鳴り、持っていた赤ボールペンを男子児童2名に向かって投げた。赤ボールペンは、男子児童2名のうち1名の側頭部に当たった。

□対処方法の一例

- 学級担任は、食育における給食指導の重要性を認識し、日々の指導を行う必要がある。「給食準備中、当番以外の児童はよく手を洗い、静かに待つておく」など、給食時間におけるルールやマナーを徹底する指導を行うとともに、学級内での児童の状況を丁寧に観察する。
- 静かに待つことができない児童に対しては、「静かに待ちなさい。」というフレーズによる注意を3度までは繰り返す、それでも止めない場合は、「これは、指導無視です。」と伝えて、給食終了後に別室で指導するなどのルールを定め、こうした指導を行うことを、あらかじめ児童生徒及び保護者に周知しておく。

(3) 部活動における体罰等の事例と対処方法の一例

■事例1 (部活動の練習：児童生徒の能力を大きく超えた罰を与えた事案)

G教諭は、研修で部活動の練習に出られないため、部員に対し事前に練習内容を指示していた。研修が終わって練習に出ると、一部の生徒が指示を守らず、勝手に別の内容の練習をしていた。

G教諭は、自分の指示に従わなかったことに腹を立て、連帯責任として、部員全員に運動場を50周(約10km)走るよう命じた。

□対処方法の一例

<未然防止>

○日頃から生徒の能力等に応じた技能の向上を目指す練習を取り入れ、意欲の向上や責任感、連帯感の涵養とともに、互いに協力し合って友情を深めるなど好ましい人間関係を育てるよう適切な指導を行う。(学習指導要領解説 保健体育編)

○生徒を主体とした組織的な体制とし、生徒の意見を十分尊重し、反映させた活動計画を作成するとともに、可能な限り生徒に任せることにより、「生きる力」の育成に大きく貢献できる活動とする。(魅力ある運動部活動の在り方 広島県教育委員会)

<事後対応>

○一部の生徒がなぜ勝手に別の内容の練習をしていたのかについての理由を聞き、生徒理解に努めるとともに、自分(教諭)が指示した練習のねらいや目標を繰り返し理解させる。

○生徒に問題がある場合には、何がいけなかったのかを振り返らせるとともに、どうすればよかったのかを考えさせる指導を行う。

■事例2 (対外試合)

H教諭は、大会の第1試合終了後のミーティングで、試合中の動きが悪かった生徒に勝ちたいという意欲が感じられなかったため、自分の指導で何とかやる気にさせ、何としてでも試合に勝たせたいとの思いから、当該生徒に対し、「ばか」、「あほ」などと不適切な発言を繰り返して怒鳴りつけ、H教諭の隣にあったボールかごを蹴り飛ばし、当該生徒に当てた。

□対処方法の一例

<未然防止>

○試合に勝つことや強くすることに執着してしまい、体罰等を厳しい指導として正当化するなど誤った認識を持たないように、校内研修等において周知する。

○部活動の意義や目的を正しく理解し、顧問としてあるべき姿を常に意識して指導に当たる。

○部員個人やチームの目標を明確にするとともに、日頃から生徒のやる気を引き出すよう生徒の個性を把握、理解し、その願いにこたえられるよう努めていく。

(4) 生徒指導における体罰等の事例と対処方法の一例

■事例1（頭髪指導）

I教諭は、修学旅行を控え、生徒の頭髪・服装検査を行った。頭髪違反をしていた生徒に対して、I教諭は、髪を切ってくるように指導した。数日後、I教諭は、髪を切っていない生徒を生徒指導室に呼び、生徒に自分の髪をその場で切らせた。

I教諭は、この指導について、事前に保護者と連携をとっていなかった。

□対処方法の一例

- 生徒指導規程における指導の基準を明確に示し、学年・年次間で統一したブレのない指導（基準が記された共通チェック表の活用等）を行う。また、指導基準について生徒及び保護者に対してあらゆる機会を通じて周知徹底を図っておく。
- 保護者と連携し、指導の意図やねらいについて理解を求めるとともに、その場で自分の髪を切ることがないよう、生徒に対して指導の意図やねらいに加えて、ルールを守ることの重要性についても粘り強く指導を行う。
- 例えば、頭髪指導で違反があった生徒に対しては、設定した期日（生徒に自己決定させることが望ましい。）までに改善するよう促す指導を粘り強く行う。再々の指導にも従わない場合は、別室で指導をするなどのルールを定め、こうした指導を行うことを、あらかじめ児童生徒及び保護者に周知しておく。

■事例2（挨拶指導）

挨拶運動を推進している小学校で、始業前の校門において登校指導を行っていた。J教諭は登校してくる児童に挨拶をしていると、2名の児童が話をしながら登校してきた。J教諭は、児童に対して挨拶をしたが、2名の児童は話に夢中になっていたため挨拶をしなかった。そのため、J教諭は2名の児童に対して「挨拶がきちんとできないのは人として最低だ。犬でもワンというぞ。お前たちは犬以下だ。」と発言した。

□対処方法の一例

- 教職員が声の大きさや表情などについて挨拶の範を示すとともに、「〇〇さん、おはよう。」のように名字とともに挨拶する。
- 挨拶プラス1の声かけ（「〇〇くん、おはよう。今日もいい笑顔だね。」など）を行うなど、組織的な挨拶運動の取組を推進する。

(5) 学校行事等における体罰等の事例と対処方法の一例

■事例 1（学習発表会の練習）

小学校第6学年担任のK教諭は、3日後に迫った学習発表会の合奏の練習中、他の児童にちょっかいを出していた男子児童に対し、何度も口頭で注意した。しかし、その男子児童は、K教諭の注意を受け入れず、同じ行為を繰り返すため、K教諭は手に持っていたプラスチック製のバインダーの角で、同児童の頭頂部を軽くたたいた。

□対処方法の一例

○学習発表会の意義やねらいについて、学級内で周知徹底を図る。何度注意しても従わない児童生徒が、指導に従うときはどのようなケースなのかについて保護者と連携しながら、日ごろから丁寧に観察し、個別の指導計画の留意点として意識して指導に当たる。口頭で何度注意しても従わない場合は、「これは、指導無視です。」と伝えて、授業後に別室で指導するなどのルールを定め、こうした指導を行うことを、あらかじめ児童生徒及び保護者に周知しておく。

■事例 2（社会見学）

小学校第3学年担任のL教諭は、地域の水道施設に児童を引率して見学に行った際、水道施設の担当者の説明を聞かず、隣り同士で私語をしていた児童2名に対し、口頭で注意したにもかかわらず改善しなかったため、両児童の腕を引っ張って列から引っ張り出し、児童2名の頬をつねった。

□対処方法の一例

○事前指導において児童に見学の目的意識を明確に持たせるとともに、個々の児童生徒に具体的な達成目標を立てさせ、事後に個人内評価及び相互評価をさせる。
○3回など決められた回数の注意を受けたにもかかわらず、指導に従わない場合の対応等を事前に明確にしておく。

(6) 家庭訪問における体罰等の事例と対処方法の一例

■事例 1 (家庭訪問)

中学校第1学年担任のM教諭は、男子生徒の母親から登校を渋っているという旨の電話連絡があったことを受け、男子生徒宅に出向いた。その際、母親に対して暴言を吐き、暴れている当該男子生徒に対して、腕をつかみ家の外へ引きずり出した。それでもなお、男子生徒が暴れるため、胸ぐらをつかんで家の壁に男子生徒の背中を強く押し付けた。

□対処方法の一例

- 家庭訪問は、役割を明確にして複数（例：担任と生徒指導主事又は学年主任等）で実施することが望ましい。
- 暴れている生徒に対しては、状況にもよるが、暴力を振るえないように抱え込み、当該生徒が冷静さを取り戻すまでしばらく待つなどの対応を行う。
- また、家庭においても、教職員が生徒の暴力や暴言を現認した場合は、生徒指導規程に基づいて指導し、場合によっては警察等関係機関と連携するなど、対応方法について方針を定めておく。

■事例 2 (家庭訪問)

小学校第4学年担任のN教諭は、4月の家庭訪問で、母親から家庭での様子を聞いている際、「うちの子は口で言っても聞かない子ですから、遠慮なくたたいて教えてやってください。うちでもたたいて教えています。体罰をした先生を訴えるようなことはしませんから。」と言われた。

□対処方法の一例

- いかなる場合においても体罰は容認されないことを、法的根拠（学校教育法第11条）を踏まえて丁寧に説明し、保護者の理解を求める。また、児童生徒をたたくという行為は教育効果がないだけでなく、反発心を生み、教職員との信頼関係を崩し、不信感を生むことにもなることを丁寧に粘り強く説明し理解を求める。

【参考】

体罰により損害賠償を命じた判例

県立学校又は市町立小・中学校の部活動等において、体罰により児童生徒が負傷し、又は死亡した場合、国家賠償法に基づき、被害生徒及びその両親等から損害賠償の請求がなされる場合がある。

また、損害賠償責任とは別に、教員が刑事責任（業務上過失致死傷罪等）を問われる場合もある。

部活動の顧問教諭から体罰や説諭を受けていた生徒が自殺した事案

(岐阜地裁 平成5年9月6日判決)

【事件のあらまし】

県立高等学校陸上競技部の顧問教諭が、練習中の記録が伸びないなどの理由により、女子部員の頭部を試合用のやりで腫れるほどたたいた行為、顔面を殴打した行為、大腿部をけた行為等は違法な体罰であり、また、同部員に対する土下座や直立という特定の姿勢を保持させたままの長時間にわたる説諭は正当な懲戒権の範囲を逸脱した違法な身体的拘束であり、そして、執ような侮辱的発言は同部員の自尊心を害する違法な行為であったとして、これらの顧問教諭の違法行為に対し、県に慰謝料300万円の支払が命じられた。(なお、体罰等と自殺の間には相当因果関係は認められず、これを理由とする損害の賠償責任は負わないとされた。)

【判決のポイント】

- 部活動の厳しさとは、生徒が自己の限界に厳しく取り組み、それを自分の力で克服していくという意味の厳しさであって、決して、指導者の過剰なしごきやしごき、無計画に行われる猛練習や長時間の練習といったものを意味するものではないというべきである。
- 多少のしごきや体罰近似の指導を事前に生徒が包括的に甘受するといった相互了解があることと認めることは到底できず、また、そのような相互了解があってはならないのであって、仮に部活動に参加する生徒が具体的にそのような指導を自ら承諾していたとしても、それが、学校教育の場で行われ、かつ学校教育法第11条ただし書に規定されている「体罰」ないし正当な懲戒権の範囲を逸脱した行為である以上、違法との評価を免れるものではない。

(「魅力ある運動部活動の在り方」平成22年3月 広島県教育委員会 p6 から抜粋)

担任教諭から体罰を受けた直後に児童が自殺した事案

(神戸地裁 平成 12 年 1 月 31 日判決)

【事件のあらまし】

兵庫県龍野市（現たつの市）の小学校で、放課後、当時第 6 学年だった男子児童が、担任教諭に運動会のポスター制作について質問した。担任教諭は、すでに授業中に説明していたことから、「何回同じことを言わすねん」などと当該男子児童を怒鳴りつけ、同級生の前で、当該男子児童の頭頂部と頬を数回たたいた。

その直後、当該男子児童は行方不明になり、捜索の結果、自宅の裏山で自殺しているところを発見された。

遺族が龍野市を相手に起こした訴訟では、担任教諭は、当該男子児童の自殺に対する問題意識を持ち得る状況にあり、また、当該男子児童が担任教諭の行為を理不尽な暴力であると受け取ったことを容易に認識できたなどとし、これらの担任教諭の違法行為等に対し、市に慰謝料約 3790 万円の支払が命じられた。龍野市は控訴を断念し、判決が確定した。

【判決のポイント】

○担任教諭が当該男子児童の精神的衝撃を緩和する努力をしていれば、当該男子児童の自殺を防止できた蓋然性が高いとして、担任教諭の注意義務違反と当該男子児童の自殺との間の相当因果関係を肯定した。

注) 国家賠償法第 1 条には「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」と規定されており、体罰が教員の故意又は過失による違法な行為であると認められる場合は、県又は市町が損害賠償責任を負うこととなる。

なお、同法第 3 条には「・・・国又は公共団体が損害を賠償する責に任ずる場合において、・・・費用を負担する者もまた、その損害を賠償する責に任ずる」と規定されており、市町立小・中学校の場合は、市町のほか県もまた損害賠償責任を負うこととなる。

【メモ】

資 料

(1) 問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）

問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）

18 文科初第 1019 号

平成 19 年 2 月 5 日

各都道府県教育委員会教育長

各指定都市教育委員会教育長 殿

各都道府県知事

附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長

銭谷 眞美

いじめ、校内暴力をはじめとした児童生徒の問題行動は、依然として極めて深刻な状況にあります。

いじめにより児童生徒が自らの命を絶つという痛ましい事件が相次いでおり、児童生徒の安心・安全について国民間に不安が広がっています。また、学校での懸命な種々の取組にもかかわらず、対教師あるいは生徒間の暴力行為や施設・設備の毀損・破壊行為等は依然として多数にのぼり、一部の児童生徒による授業妨害等も見られます。

問題行動への対応については、まず第一に未然防止と早期発見・早期対応の取組が重要です。学校は問題を隠すことなく、教職員一体となって対応し、教育委員会は学校が適切に対応できるようサポートする体制を整備することが重要です。また、家庭、特に保護者、地域社会や地方自治体・議会を始め、その他関係機関の理解と協力を得て、地域ぐるみで取り組めるような体制を進めていくことが必要です。

昨年成立した改正教育基本法では、教育の目標の一つとして「生命を尊ぶ」こと、教育の目標を達成するため、学校においては「教育を受ける者が学校生活を営む上で必要な規律を重んずる」ことが明記されました。

いじめの問題への対応では、いじめられる子どもを最後まで守り通すことは、児童生徒の生命・身体の安全を預かる学校としては当然の責務です。同時に、いじめの子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめは絶対に許されない行為であること、卑怯で恥ずべき行為であることを認識させる必要があります。

さらに、学校の秩序を破壊し、他の児童生徒の学習を妨げる暴力行為に対しては、児童生徒が安心して学べる環境を確保するため、適切な措置を講じる必要があります。

このため、教育委員会及び学校は、問題行動が実際に起こったときには、十分な教育的配慮のもと、現行法制度下において採り得る措置である出席停止や懲戒等の措置も含め、毅然とした対応をとり、教育現場を安心できるものとしていただきたいと思います。

この目的を達成するため、各教育委員会及び学校は、下記事項に留意の上、問題行動を起こす児童生徒に対し、毅然とした指導を行うようお願いします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教

育委員会等に対して、都道府県知事にあつては所轄の私立学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導願います。

記

1 生徒指導の充実について

- (1) 学校においては、日常的な指導の中で、児童生徒一人一人を把握し、性向等についての理解を深め、教師と児童生徒との信頼関係を築き、すべての教育活動を通じてきめ細かな指導を行う。また、全教職員が一体となって、児童生徒の様々な悩みを受け止め、積極的に教育相談やカウンセリングを行う。
- (2) 児童生徒の規範意識の醸成のため、各学校は、いじめや暴力行為等に関するきまりや対応の基準を明確化したものを保護者や地域住民等に公表し、理解と協力を得るよう努め、全教職員がこれに基づき一致協力し、一貫した指導を粘り強く行う。
- (3) 問題行動の中でも、特に校内での傷害事件をはじめ、犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応する。

2 出席停止制度の活用について

- (1) 出席停止は、懲戒行為ではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するために採られる措置であり、各市町村教育委員会及び学校は、このような制度の趣旨を十分理解し、日頃から規範意識を育む指導やきめ細かな教育相談等を粘り強く行う。
- (2) 学校がこのような指導を継続してもなお改善が見られず、いじめや暴力行為など問題行動を繰り返す児童生徒に対し、正常な教育環境を回復するため必要と認める場合には、市町村教育委員会は、出席停止制度の措置を採ることをためらわずに検討する。
- (3) この制度の運用に当たっては、教師や学校が孤立することがないように、校長をはじめ教職員、教育委員会や地域のサポートにより必要な支援がなされるよう十分配慮する。

学校は、当該児童生徒が学校へ円滑に復帰できるよう学習を補完したり、学級担任等が計画的かつ臨機に家庭への訪問を行い、読書等の課題をさせる。

市町村教育委員会は、当該児童生徒に対し出席停止期間中必要な支援がなされるように個別の指導計画を策定するなど、必要な教育的措置を講じる。

都道府県教育委員会は、状況に応じ、指導主事やスクールカウンセラーの派遣、教職員の追加的措置、当該児童生徒を受け入れる機関との連携の促進など、市町村教育委員会や学校をバックアップする。

地域では、警察、児童相談所、保護司、民生・児童委員等の関係機関の協力を得たサポートチームを組織することも有効である。

- (4) その他出席停止制度の運用等については、「出席停止制度の運用の在り方について」（平成13年11月6日付け文部科学省初等中等教育局長通知）による。

3 懲戒・体罰について

- (1) 校長及び教員（以下「教員等」という。）は、教育上必要があると認めるときは、児童生徒に懲戒を加えることができ、懲戒を通じて児童生徒の自己教育力や規範意識の育成を期待することができる。しかし、一時の感情に支配されて、安易な判断のもとで懲戒が行われることがないように留意し、家庭との十分な連携を通じて、日頃から教員等、児童生徒、保護者間での信頼関係を築いておくことが大切である。
- (2) 体罰がどのような行為なのか、児童生徒への懲戒がどの程度まで認められるかについては、機械的に判定することが困難である。また、このことが、ややもすると教員等が自らの指導に自信を持ってない状況を生み、実際の指導において過度の萎縮を招いているとの指摘もなされている。ただし、教員等は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合においても、身体に対する侵害（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与える懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等）である体罰を行ってはならない。体罰による指導により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあるからである。
- (3) 懲戒権の限界及び体罰の禁止については、これまで「児童懲戒権の限界について」（昭和23年12月22日付け法務庁法務調査意見長官回答）等が過去に示されており、教育委員会や学校でも、これらを参考として指導を行ってきた。しかし、児童生徒の問題行動は学校のみならず社会問題となっており、学校がこうした問題行動に適切に対応し、生徒指導の一層の充実を図ることができるよう、文部科学省としては、懲戒及び体罰に関する裁判例の動向等も踏まえ、今般、「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」（別紙）を取りまとめた。懲戒・体罰に関する解釈・運用については、今後、この「考え方」によることとする。

別紙

学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方

1 体罰について

- (1) 児童生徒への指導に当たり、学校教育法第11条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

- (2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
- (3) 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記（1）の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が重要である。
- (4) 児童生徒に対する有形力（目に見える物理的な力）の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというものではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」としたもの（昭和56年4月1日東京高裁判決）、「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたもの（昭和60年2月22日浦和地裁判決）などがある。
- (5) 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。
- ・ 放課後等に教室に残留させる（用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる）。
 - ・ 授業中、教室内に起立させる。
 - ・ 学習課題や清掃活動を課す。
 - ・ 学校当番を多く割り当てる。
 - ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- (6) なお、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

2 児童生徒を教室外に退去させる等の措置について

- (1) 単に授業に遅刻したこと、授業中学習を怠けたこと等を理由として、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させ、指導を行わないままに放置することは、義務教育における懲戒の手段としては許されない。

- (2) 他方、授業中、児童生徒を教室に入らず又は教室から退去させる場合であっても、当該授業の間、その児童生徒のために当該授業に代わる指導が別途行われるのであれば、懲戒の手段としてこれを行うことは差し支えない。
- (3) また、児童生徒が学習を怠り、喧騒その他の行為により他の児童生徒の学習を妨げるような場合には、他の児童生徒の学習上の妨害を排除し教室内の秩序を維持するため、必要な間、やむを得ず教室外に退去させることは懲戒に当たらず、教育上必要な措置として差し支えない。
- (4) さらに、近年児童生徒の間に急速に普及している携帯電話を児童生徒が学校に持ち込み、授業中にメール等を行い、学校の教育活動全体に悪影響を及ぼすような場合、保護者等と連携を図り、一時的にこれを預かり置くことは、教育上必要な措置として差し支えない。

(2) 生徒指導のてびき（改訂版）

生徒指導のてびき（改訂版）

「第1部 生徒指導ハンドブック 第4章 その他」より抜粋

4 体罰

(1) 基本的な考え方

- ア 体罰とは、なぐる・ける等の身体への侵害のみではなく、肉体的な苦痛を与えるような懲戒もまたこれに該当します。
- イ 教職員は児童生徒の指導に当たり、児童生徒に体罰を加えることは、法律で禁止されており、いかなる場合においても体罰を用いてはなりません。
- ウ 体罰は、児童生徒に力による課題解決への志向を助長させ、児童生徒の課題解決能力の育成を阻害するとともに、いじめや暴力行為などの発生につながる恐れがあります。

(2) 留意点

- ア 体罰は、教育効果がないだけでなく、反発心を生み、信頼関係を崩し、不信を生むことになり、その後の指導が難しくなります。
- イ 体罰を加えた教職員は、職務上の義務に違反したものとして行政上の責任を追及され、懲戒処分の対象となります。さらに、児童生徒に体罰を加えけがをさせるなどした場合には、暴行罪、傷害罪という刑事上の責任や、民事上の責任として、損害賠償の責任を追及される場合があります。
- ウ 「場合によっては、体罰は容認される。」と考えるのは誤りであることを、すべての教職員に徹底する必要があります。
- エ 児童生徒が指導に従わないときの対応方法や、問題行動に係る特別な指導の進め方を、すべての教職員が確認しておくことが必要です。

(3) Q & A

[Q 1] どのようなものが体罰に当たりますか。

[A 1]

なぐる、ける等の身体に対する侵害は体罰に当たります。また、長時間にわたって、児童生徒を正座させたり、教室や廊下に立たせたりすることや、用便に行かせなかったり食事時間を過ぎても長く教室内に留め置いたりするなどの肉体的苦痛を与えることは体罰に当たります。

[Q 2] 暴力行為やいじめを止めに入るのも、力による制止を伴えば体罰になりますか。

[A 2]

暴力行為やいじめについては、絶対に止めなければなりません。状況によっては、物理的な力を加えなければならないことも考えられますが、できるだけ多くの教職員で対応し、暴力を振るえないように抱え込むなど、制止の方法については慎重である必要があります。

[Q 3] 体罰防止のためには、どのようなことが大切ですか。

[A 3]

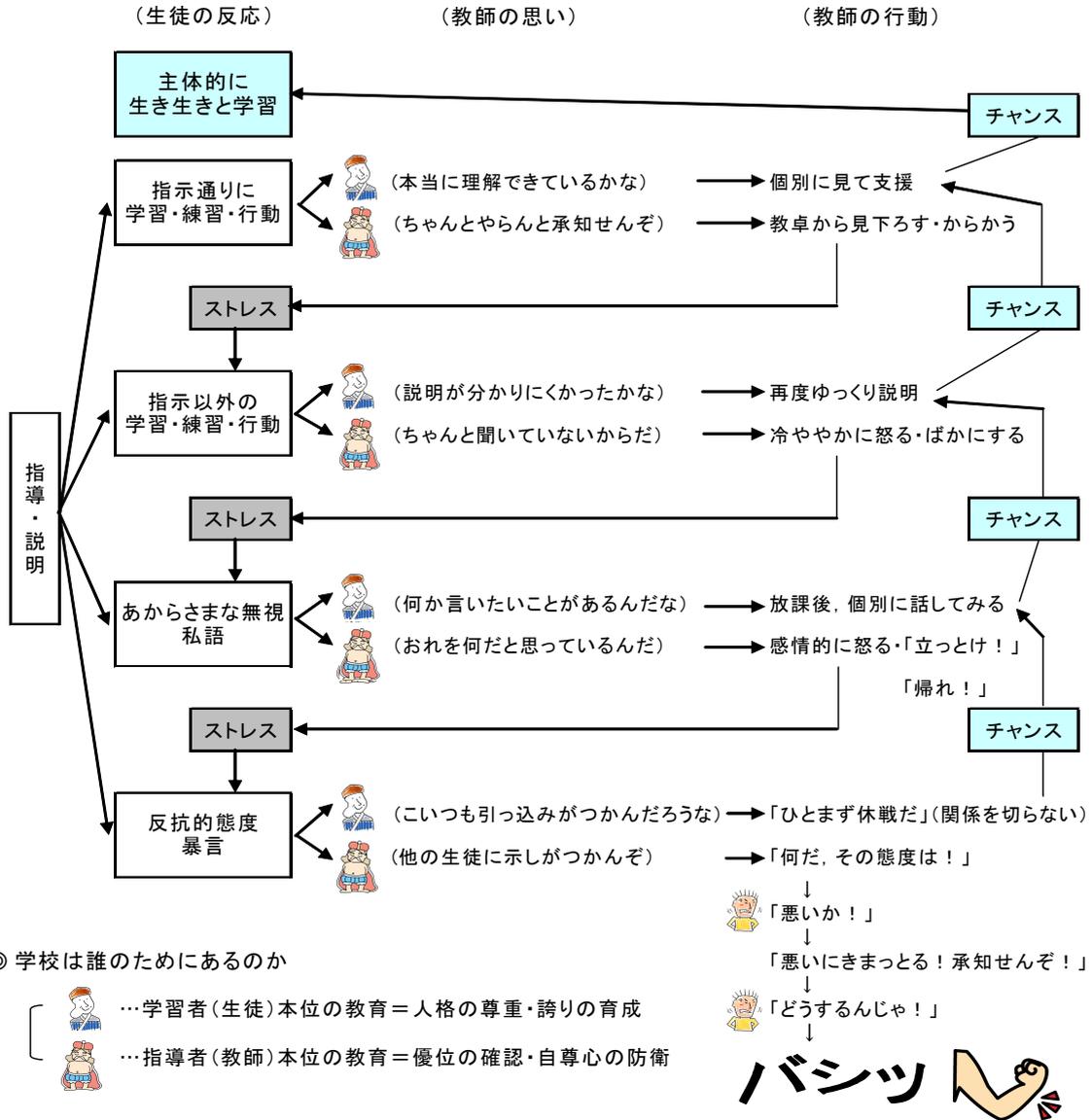
児童生徒が教職員の指導に従わない時の対応方法や問題行動に係る特別な指導の進め方等について、ロールプレイング等の実践的な研修を通してあらかじめ教職員が確認するなど、研修の改善、充実を図ります。

また、教職員としての適切な服装や身の回りの整理整頓の徹底、時間を守ることなど、服務規律を徹底することが法規法令を遵守する態度に繋がります。

(3) 広島県公立中学校長会HP<危機管理・人材育成研修>に掲載された資料等
<http://www.k4.dion.ne.jp/~h34/>

ミニ研修 「指導のチャンス・体罰の温床」

◎ 指導のチャンス・体罰の温床



◎ 学校は誰のためにあるのか

-  ...学習者(生徒)本位の教育=人格の尊重・誇りの育成
-  ...指導者(教師)本位の教育=優位の確認・自尊心の防衛

◎ 自分の「体罰の温床度」をチェックしてみよう

- 1 生徒の言動に思わず感情的になることはありませんか。()
- 2 生徒の思いを聞かずに頭ごなしに叱ることはありませんか。()
- 3 生徒の言動や態度の背景を踏まえずに指導に当たっていませんか。()
- 4 生徒を指導する際、怒鳴ったり、威圧的な態度で接していませんか。()
- 5 生徒を一方向的に自分の方針に従わせようとする傾向がありませんか。()
- 6 時と場合によっては体罰を行うこともやむを得ないと思いませんか。()
- 7 生徒や保護者と人間関係ができていれば、体罰も許されると思いませんか。()

○...まったくそういうことはない
 △...そういう傾向が少しある
 ×...そういう傾向が大いにある

上記以外にも、広島県連合小学校長会ホームページ及び広島県公立中学校長会ホームページに、不祥事防止(体罰)に係る資料が掲載されていますので、参考にしてください。

【メモ】

独りよがりの愛のムチ

子どもの心に届かない

ちょっと待て！

叱る前にひと呼吸

愛情があれば少しくらい

それが間違いのもと